

ケーブルテレビの現状

平成24年3月

総務省
情報流通行政局
地域放送推進室

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| I ケーブルテレビの現状 | 1 |
| 1 ケーブルテレビの普及状況 | 2 |
| 2 ケーブルインターネット接続サービスの普及状況 | 6 |
| 3 ケーブルテレビの光化・広帯域化の現状 | 7 |
| 4 ケーブルテレビのデジタル化等対応状況 | 9 |
| 5 ケーブルテレビの経営状況 | 14 |
| II 参考資料 | 17 |
| 1 ケーブルテレビの変遷 | 18 |
| 2 ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移 | 19 |
| 3 各都道府県におけるケーブルテレビの普及率について | 19 |
| 4 ケーブルテレビの普及状況（都道府県別） | 20 |
| 5 ケーブルテレビの運用主体別事業者数等 | 21 |
| 6 放送法等の一部を改正する法律の概要 | 22 |
| 7 有線一般放送の規制体系の比較 | 23 |
| 8 登録一般放送と旧有テレ法・旧役務法における主な参入規律の比較 | 23 |
| 9 義務再放送制度の概要 | 24 |
| 10 安全・信頼性基準及び重大事故報告等の概要 | 24 |
| 11 ケーブルテレビの制度に関する改正状況 | 25 |
| 12 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 | |
| <平成16年諮問第8号第7次中間答申>（抄）<ケーブルテレビ関係> | 26 |
| 13 地デジ最終年総合対策（抄）<ケーブルテレビ関係> | 28 |
| 14 完全デジタル化最終行動計画（抄）<ケーブルテレビ関係> | 30 |

平成23年6月30日施行の放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）により、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）及び電気通信役務利用放送法（平成13年法律第85号）等が廃止され、放送法（昭和25年法律第132号）に統合されたことに伴い、本書に記載する「ケーブルテレビ」の用語の使用は以下のとおりとする。なお、当該用語の使用は、あくまでも本書上限りの取扱いとする。

○ 「ケーブルテレビ」とは、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第2条第5号に規定する「有線テレビジョン放送」（テレビジョン放送による有線一般放送）を言う。

※ 「有線一般放送」とは「有線電気通信設備を用いて行われる一般放送」（同規則第2条第4号）。

なお、本書の統計のうち、調査時点が平成23年6月29日以前のもの、廃止前の各旧法に基づき集計したものになる。

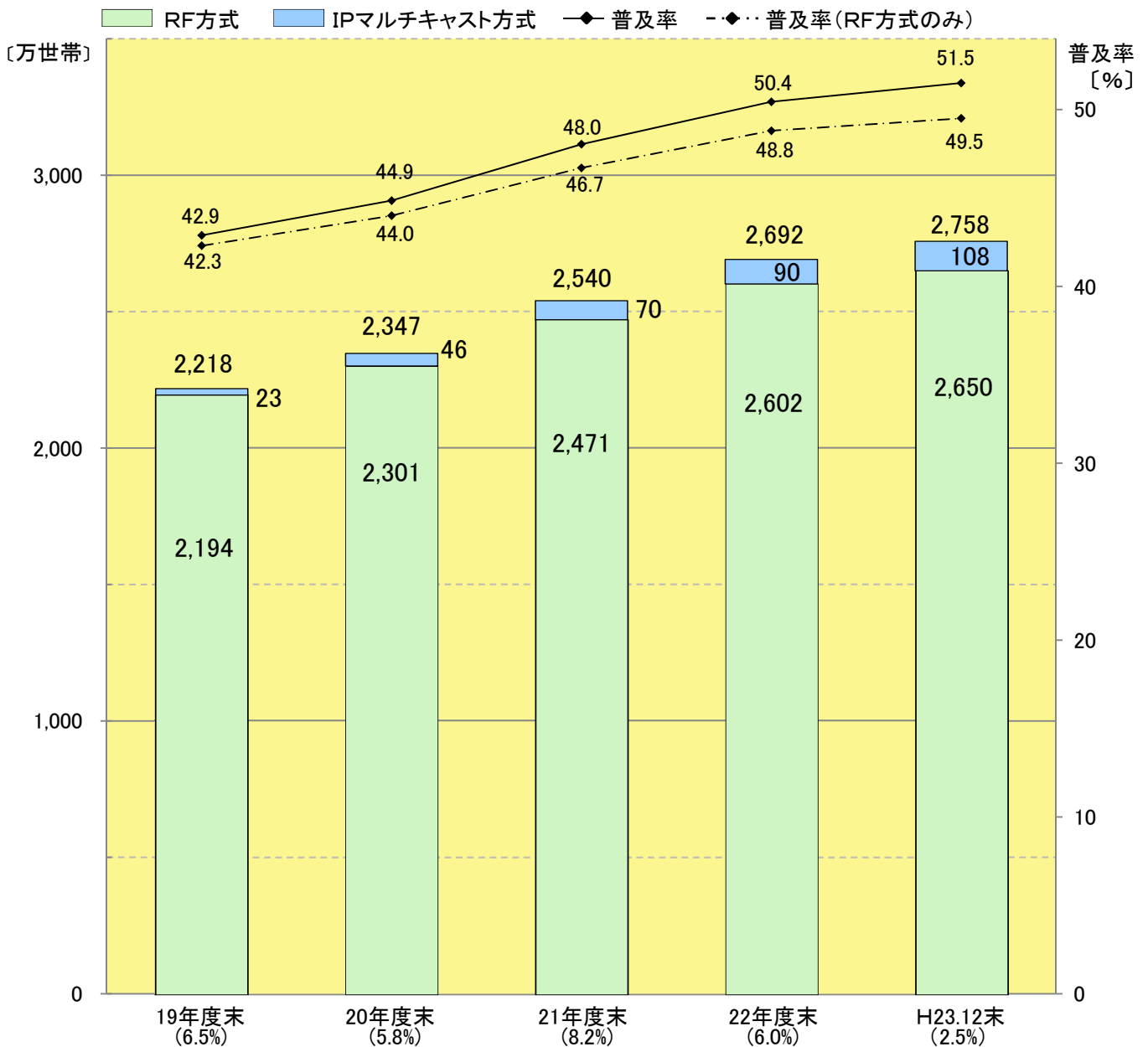
I ケーブルテレビの現状

1-1 ケーブルテレビの普及状況

総務省は、平成23年12月末におけるケーブルテレビの普及状況を取りまとめましたので、お知らせいたします。

登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備(501端子以上)によりサービスを受ける加入世帯数は、約2,758万世帯、普及率は約51.5%となっており、登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する事業者数及び登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備数は、それぞれ 559事業者、724設備となっています。

登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、普及率の推移

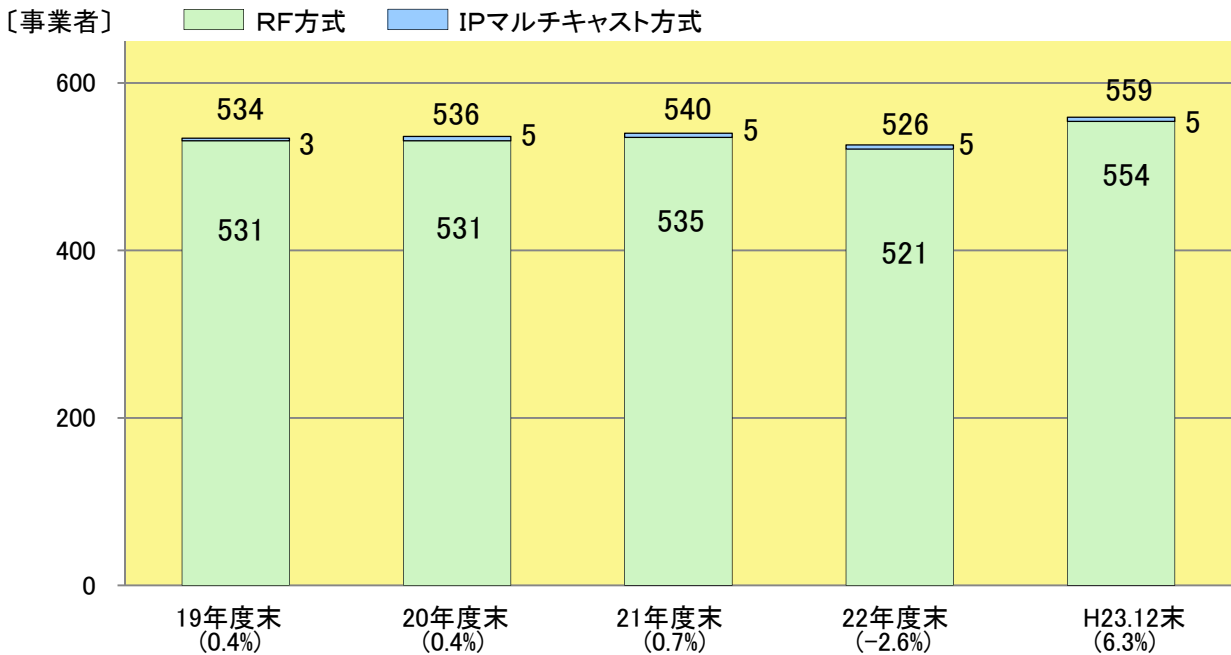


※1 ()内は加入世帯数の対前年度末増加率。

※2 普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

※3 平成22年度末までの統計値は、自主放送を行う旧許可施設の加入世帯数、普及率の推移。

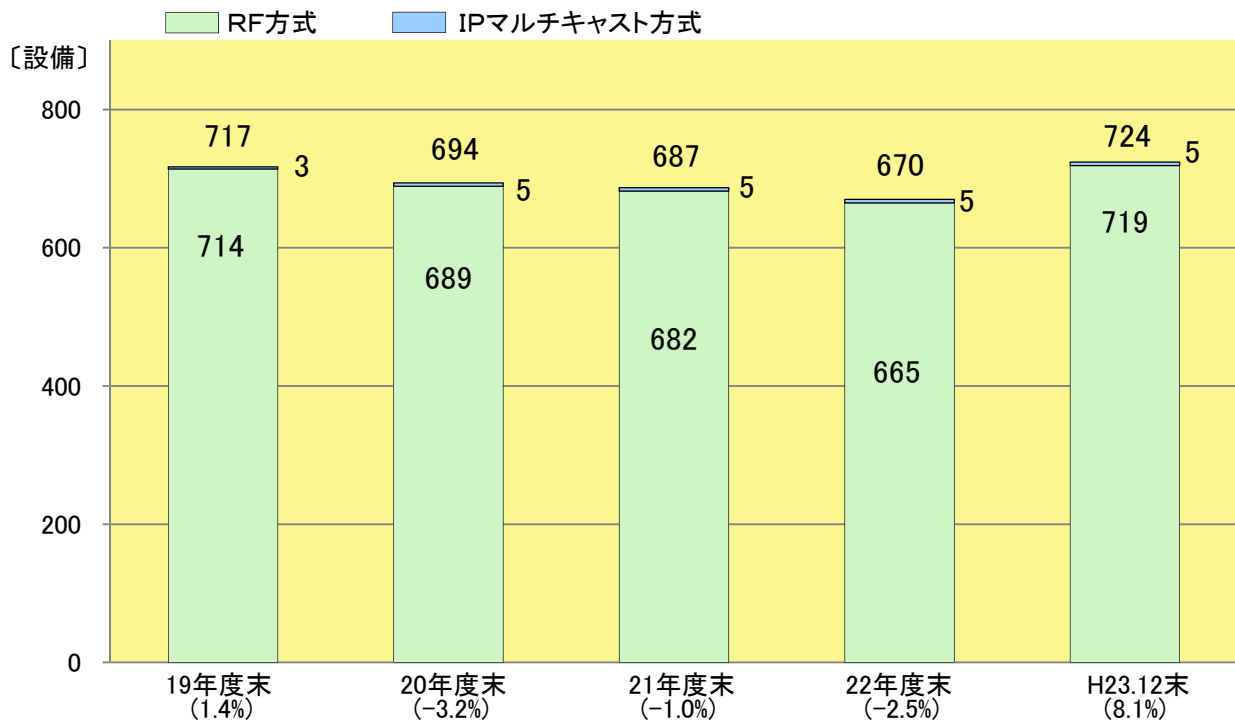
登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する事業者数の推移



※1 ()内は事業者数の対前年度増加率。

※2 平成22年度末までの統計値は、自主放送を行う旧許可施設事業者数の推移。

登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備数の推移



※1 ()内は設備数の対前年度末増加率。

※2 平成22年度末までの統計値は、自主放送を行う旧許可施設数の推移。

注1 平成22年度末までの統計値の旧許可施設には、旧電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、旧有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

注2 平成23年6月30日の放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)の施行により、登録一般放送事業者は、電気通信設備について、放送法施行規則等に規定する安全・信頼性に係る技術基準への適合維持等の義務が引込端子数等に基づく設備の規模ごとに応じて新たに課されることになりました。「技術基準における設備単位」とは、原則、一のヘッドエンドにより有線一般放送の役務が直接提供される範囲を一の設備単位としてとらえるもの。

1-2 ケーブルテレビの普及状況

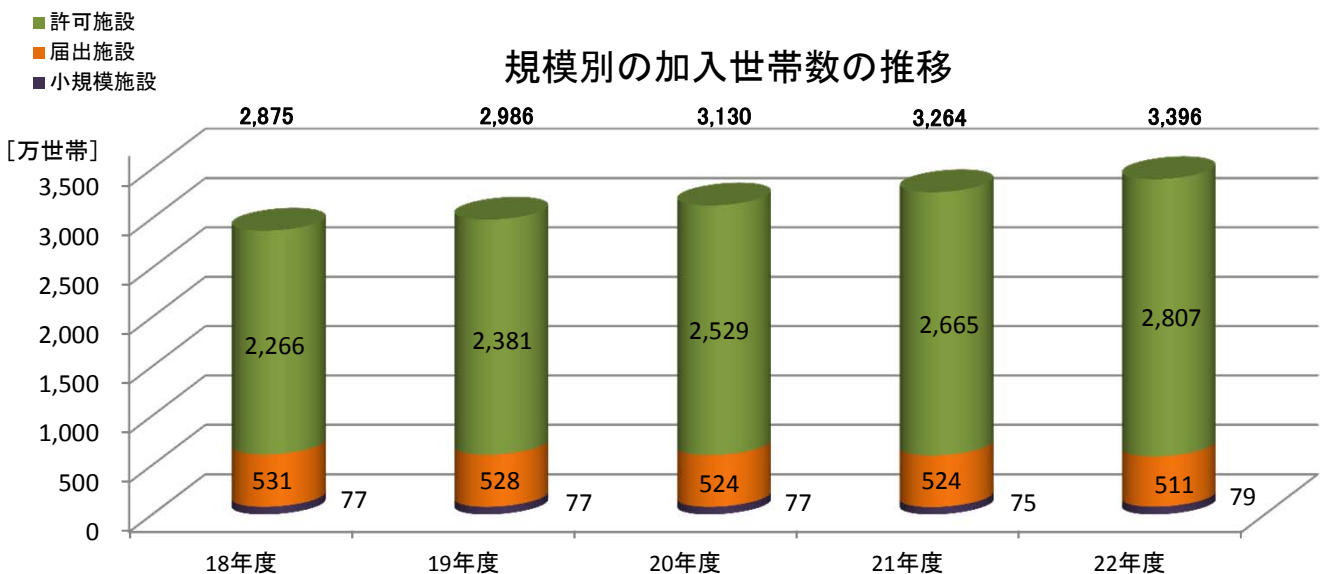
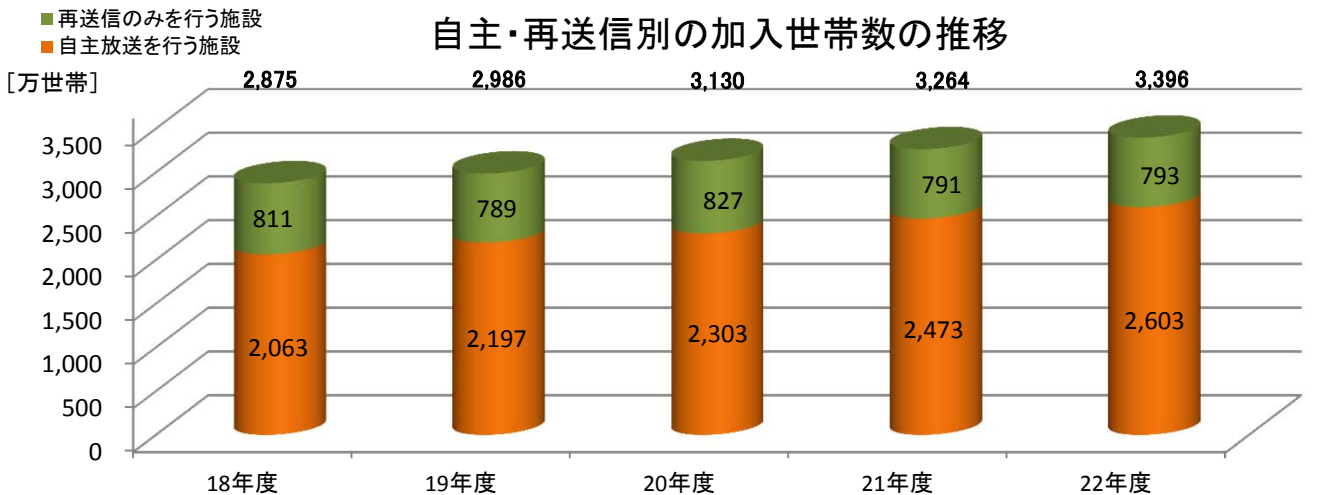
(1) ケーブルテレビの加入世帯数

加入世帯数は約3,396万世帯で、対前年度比約4.1%の増加。

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 増減数 | 増減率 |
|-----------|------------|------------|-----------|------|
| ケーブルテレビ全体 | 32,641,881 | 33,964,974 | 1,323,093 | 4.1% |

| 自主放送を行うもの | 許可施設 [501端子以上] | 24,705,787 | 26,016,055 | 1,310,268 | 5.3% |
|-----------|-------------------|------------|------------|-----------|--------|
| | 届出施設 [500端子以下] | 23,312 | 17,047 | -6,265 | -26.9% |
| | 小計 | 24,729,099 | 26,033,102 | 1,304,003 | 5.3% |

| 再送信のみを行うもの | 許可施設 [501端子以上] | 1,946,993 | 2,049,155 | 102,162 | 5.2% |
|------------|-------------------------|-----------|-----------|----------|-------|
| | 届出施設 [51端子以上500端子以下] | 5,214,911 | 5,095,088 | -119,823 | -2.3% |
| | 小規模施設 [50端子以下] | 750,878 | 787,629 | 36,751 | 4.9% |
| | 小計 | 7,912,782 | 7,931,872 | 19,090 | 0.2% |



(2) ケーブルテレビの施設数及び事業者数

ア 施設数

施設数は77,639施設で、対前年度比約1.7%の増加。

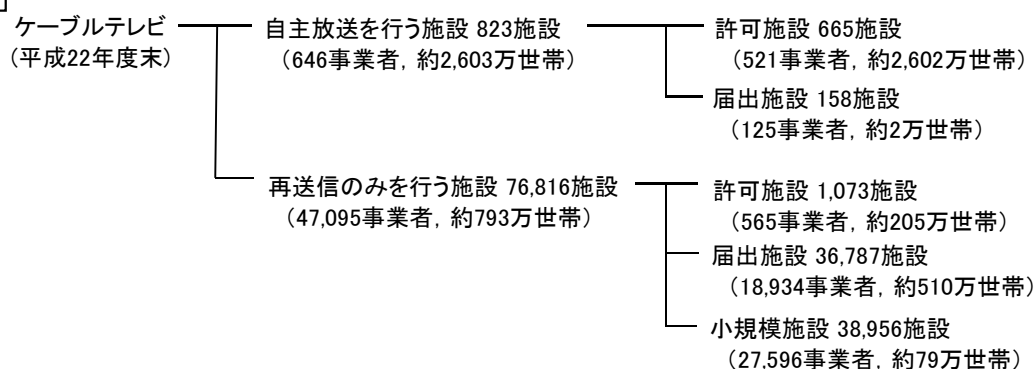
| 区分 | | 21年度 | 22年度 | 増減数 | 増減率 |
|------------|-------------------------|--------|--------|-------|--------|
| ケーブルテレビ全体 | | 76,306 | 77,639 | 1,333 | 1.7% |
| 自主放送を行うもの | 許可施設 [501端子以上] | 682 | 665 | -17 | -2.5% |
| | 届出施設 [500端子以下] | 215 | 158 | -57 | -26.5% |
| | 小計 | 897 | 823 | -74 | -8.2% |
| 再送信のみを行うもの | 許可施設 [501端子以上] | 1,076 | 1,073 | -3 | -0.3% |
| | 届出施設 [51端子以上500端子以下] | 37,236 | 36,787 | -449 | -1.2% |
| | 小規模施設 [50端子以下] | 37,097 | 38,956 | 1,859 | 5.0% |
| | 小計 | 75,409 | 76,816 | 1,407 | 1.9% |

イ 事業者数

ケーブルテレビの施設を有する事業者数は47,741事業者で、対前年度比約4.5%の増加。

| 区分 | | 21年度 | 22年度 | 増減数 | 増減率 |
|------------|-------------------------|--------|--------|-------|--------|
| ケーブルテレビ全体 | | 45,695 | 47,741 | 2,046 | 4.5% |
| 自主放送を行うもの | 許可施設 [501端子以上] | 535 | 521 | -14 | -2.6% |
| | 届出施設 [500端子以下] | 140 | 125 | -15 | -10.7% |
| | 小計 | 675 | 646 | -29 | -4.3% |
| 再送信のみを行うもの | 許可施設 [501端子以上] | 536 | 565 | 29 | 5.4% |
| | 届出施設 [51端子以上500端子以下] | 18,803 | 18,934 | 131 | 0.7% |
| | 小規模施設 [50端子以下] | 25,681 | 27,596 | 1,915 | 7.5% |
| | 小計 | 45,020 | 47,095 | 2,075 | 4.6% |

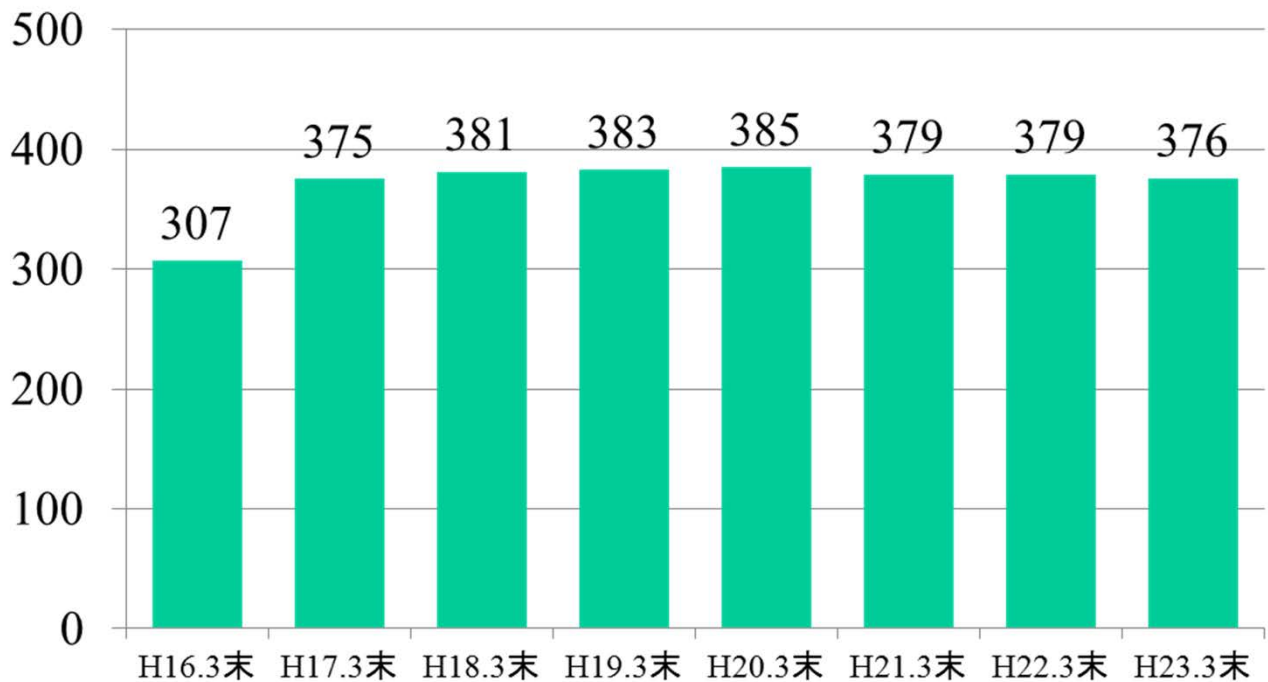
参考



2 ケーブルインターネット接続サービスの普及状況

(1) CATV網を利用したインターネット接続サービスを行う事業者数の推移

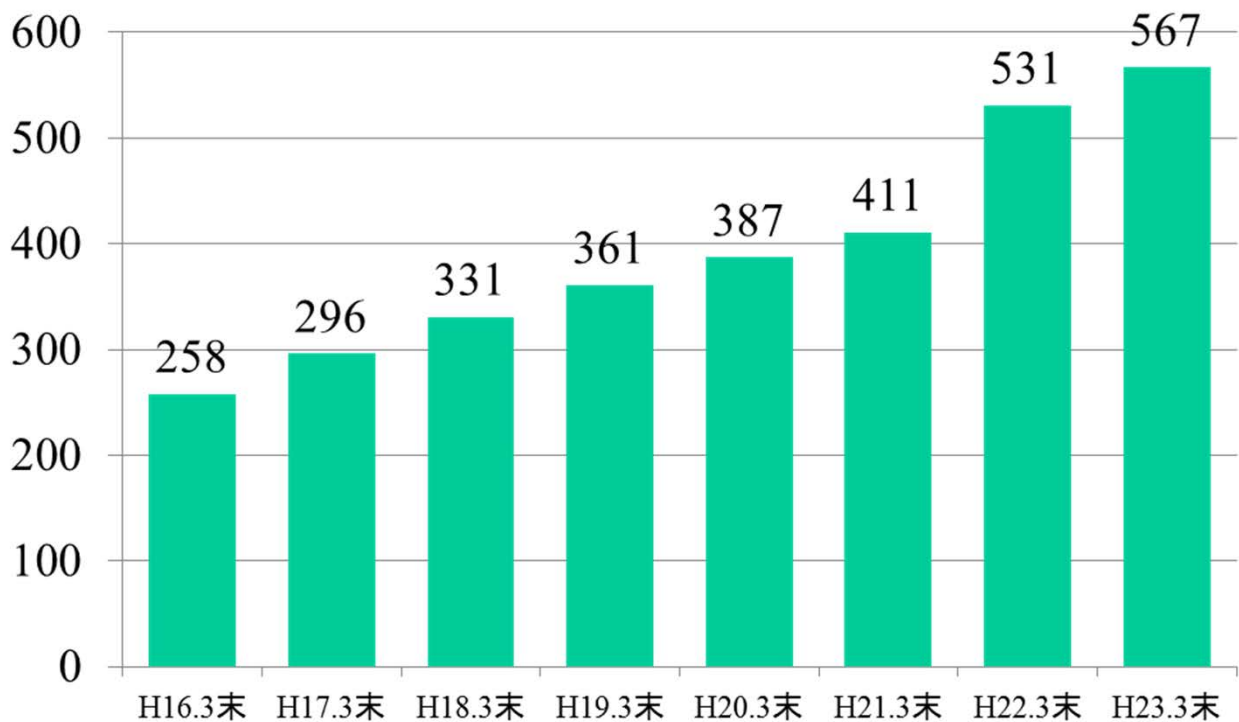
[事業者]



注：インターネット接続事業者に対して専用役務として回線を提供しているCATV事業者を含む。

(2) CATV網を利用したインターネット接続サービスの契約者数の推移

[万加入]



注1：一部ダイヤルアップ型接続による加入者も含まれる。

注2：CATV事業者が専用役務として回線を提供しているインターネット接続事業者の回線数を含む。

3 ケーブルテレビの光化・広帯域化の現状

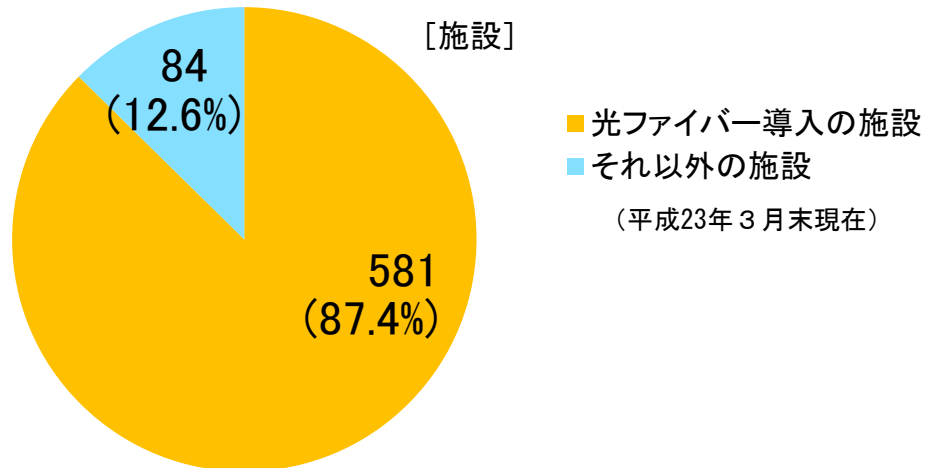
(1) 幹線光化率

自主放送を行う許可施設（665）の幹線光化率は、50.9%

| | 19年度末 | 20年度末 | 21年度末 | 22年度末 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 幹線光化率 | 41.9% | 46.0% | 46.4% | 50.9% |
| 幹線路 (km) | 239,418 | 235,680 | 262,521 | 273,406 |
| 光ファイバ(km) | 100,331 | 108,374 | 121,847 | 139,097 |

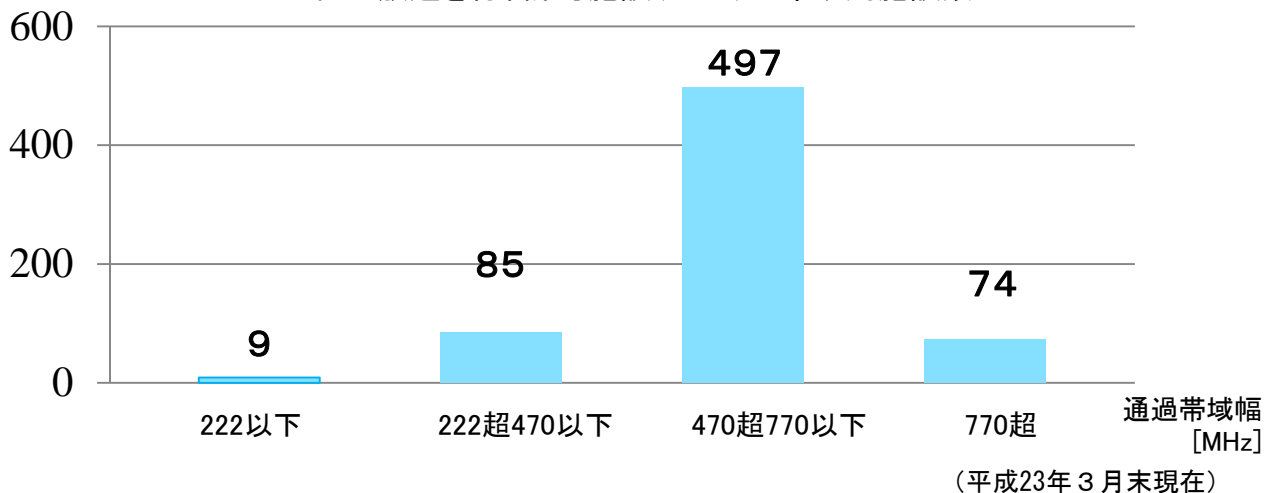
(2) 光ファイバ導入の現状

自主放送を行う許可施設（665）のうち幹線に光ファイバを導入している施設数は581施設



(3) 広帯域化の現状

自主放送を行う許可施設(665)の帯域別施設数



注 本頁における許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

(4) 伝送路の現状

○登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備(724)における地域別FTTH導入状況

平成23年12月31日現在

| | 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 | 合計 |
|---------------------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| FTTHを導入している設備数 | 8 | 21 | 38 | 26 | 13 | 14 | 39 | 39 | 35 | 28 | 0 | 261 |
| うちBS-IF パススルー 実施設備数 | 6 | 16 | 13 | 15 | 1 | 9 | 28 | 18 | 26 | 19 | 0 | 151 |

○自主放送を行う登録一般放送事業者(有線一般放送)の伝送路の現状

平成23年12月31日現在

| | 事業者数 |
|--------------------------|------|
| FTTH方式により放送を行っている事業者 | 219 |
| FTTH方式のみ | 166 |
| FTTH方式及びHFC方式 | 45 |
| FTTH方式、HFC方式及び同軸方式 | 2 |
| FTTH方式及び同軸方式 | 6 |
| 上記以外でHFC方式により放送を行っている事業者 | 302 |
| HFC方式のみ | 298 |
| HFC方式及び同軸方式 | 4 |
| 同軸方式のみにより放送を行っている事業者 | 38 |
| 合 計 | 559 |

※ FTTH…… Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバーケーブルを敷設する方式。

※ HFC…… Hybrid Fiber Coax の略。CATV局から光ファイバで配線し、途中から同軸ケーブルで各家庭まで線を引き込む方式。

4 ケーブルテレビのデジタル化等対応状況

(1) ケーブルテレビのデジタル化等高度化のための技術基準

| 策定済の技術基準等 | 策定期期 |
|---|----------|
| デジタル有線テレビジョン放送方式（64QAM） デジタル化により、多チャンネル化、高品質化等を実現する方式 | 平成8年12月 |
| 地上デジタル放送（OFDM）パススルー方式 地上デジタル放送の変調方式を変換せずに再送信する方式 | 平成12年 4月 |
| 複数トランスポートストリーム（TS）伝送方式 BSデジタル放送における複数TS伝送方式を、単一TS伝送方式で再送信する方式 | 平成12年 8月 |
| トランスポートストリーム分割方式 東経110度CSデジタル放送のデジタル放送サービスを再送信する方式 | 平成14年 7月 |
| 地上デジタル放送等の受信設備に関する品質基準（ビット誤り率）の導入 | 平成15年 7月 |
| FTTHなどによるケーブルテレビネットワークの高度化に必要となる規定の整備 | 平成17年12月 |
| BS-IF等パススルー伝送の方式の追加及びケーブルテレビシステムの伝送帯域拡大及び大容量化等に関する規定の整備（H. 264, 256QAMの導入等） | 平成19年10月 |

(2) 民間における標準化作業状況

ア （社）日本CATV技術協会では、国内のケーブルテレビ業界における民間規格として、上記の技術基準を踏まえ、CATV装置、CATVシステムの測定法等に係る標準規格を策定。

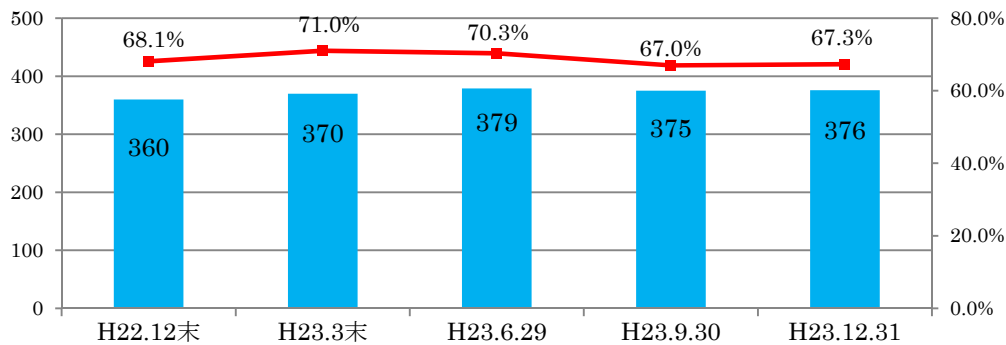
イ 日本ケーブルラボ（（社）日本ケーブルテレビ連盟に付置。平成21年12月に解散）では、これまでに、システムを共通化し相互接続・相互運用性を確保するため、国内標準に沿って、ケーブルテレビ事業者の共通の運用形態を踏まえた仕様（日本ケーブルラボ仕様）を策定。

平成21年10月には、これらの取組をさらに強化すべく、新たに一般社団法人日本ケーブルラボが設立され、活動を開始。

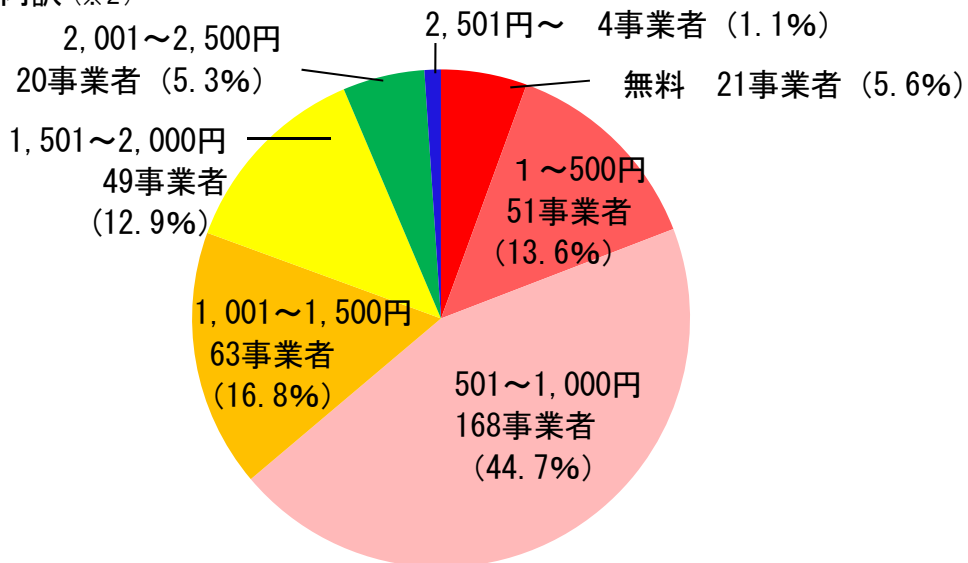
(3) 「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の導入状況

ア 平成23年12月31日現在、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を提供している事業者は376社（67.3%）（※1）

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」導入事業者数（※2）



イ 提供料金の内訳（※2）



※1 登録一般放送事業者のうち自主放送を行う559事業者を対象として調査を行ったもの。（一部の地域のみサービスを提供している事業者を含む。）

※2 平成23年6月29日までの数値は、旧有線テレビジョン放送施設者たる旧有線テレビジョン放送事業者のうち自主放送を行う事業者を対象として調査を行ったもの。

※3 STBのレンタル料金を含まない月額料金（税抜き）

ウ 「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向けた有線テレビジョン放送事業者等への再要請（平成22年3月9日付け）関連部分要点抜粋

[要請先]

有線テレビジョン放送事業者、電気通信役務利用放送事業者、社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び全国有線テレビ協議会

[要請の内容]

地上デジタル放送への完全移行を来年7月に控え、その一層の推進の観点から、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向け、別表に掲げる導入状況も参考としつつ、より視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討すること。

また、同サービスを導入する際、料金に関し契約約款を定め、総務大臣に事前届出を行うとともに、報道発表、契約約款の掲示、ホームページにおける表示又は請求書等へのパンフレットの同封等の方法により、広く同サービスに関する視聴者への情報提供に積極的に取り組むこと。

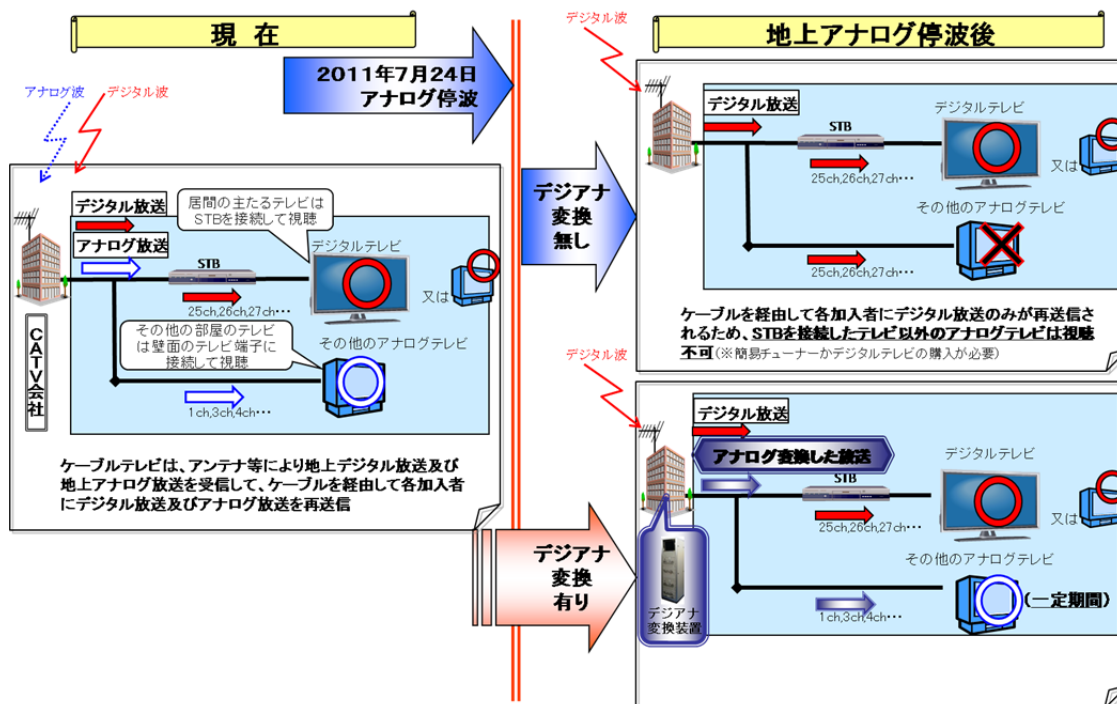
(4) デジアナ変換の暫定的導入

ア デジアナ変換とは

デジアナ変換は、ケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタルテレビ放送をアナログ方式に変換して再送信するものである。

デジアナ変換の暫定的導入は、使用可能なアナログ受信機を地上アナログ放送停波後も継続して使用したいという視聴者の要望への対応、2台目、3台目を含むアナログ受信機の買換え等に要する視聴者負担の平準化、アナログ受信機の廃棄・リサイクルの平準化等、平成23年7月以降も残存するアナログ受信機対策としても効果的であることから、地上デジタル放送への円滑な移行に寄与するものと期待される。

ケーブルテレビにおけるデジアナ変換の概要



イ デジアナ変換の実施期間等

デジアナ変換を導入するかどうかについては、他の電波による混信により技術的に導入が困難な場合があることや簡易チューナー配付などの代替措置があることなどから、最終的には各事業者がそれぞれの状況に基づき判断しているが、ケーブルテレビ加入者のおよそ9割の世帯に対しデジアナ変換サービスが提供されている。

また、デジアナ変換サービスは平成27年3月末までの暫定的なサービスである。

ウ 機能上の制約

一般的にデジアナ変換による放送は、地上デジタル放送と比較して、例えば、次のような機能上の制約がある。

- ・映像がレターボックスになること
- ・データ放送を受信できないこと
- ・放送の録画回数がコピーワンスになること
- ・EPGが使えないこと 等

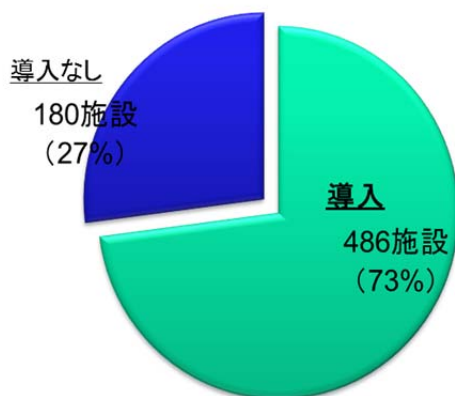
使用できる機能は各事業者ごとに異なる部分があると考えられる。

エ デジアナ変換の実施状況

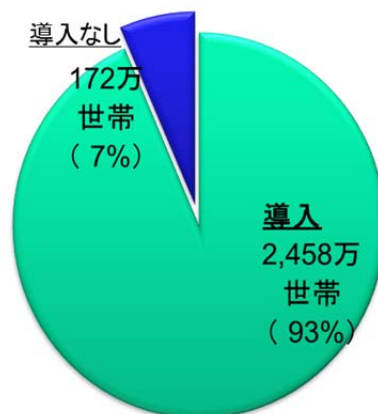
平成22年2月及び12月に許可施設を設置し自主放送を行うケーブルテレビ事業者(従来方式の役務放送事業者を含む)に対し、デジアナ変換の導入を文書で要請。

デジアナ変換の実施状況の取りまとめ結果は、以下のとおり。(平成24年3月集計)

施設数ベース(666施設)



加入者数ベース(2,630万世帯)



(注1)平成24年3月現在における調査結果を基に集計。

(注2)地上アナログ放送の停波に伴い施設を廃止した施設、廃止予定の施設、自主放送のみを行う施設、チャンネルリースを行う施設については、集計の対象から除外している。

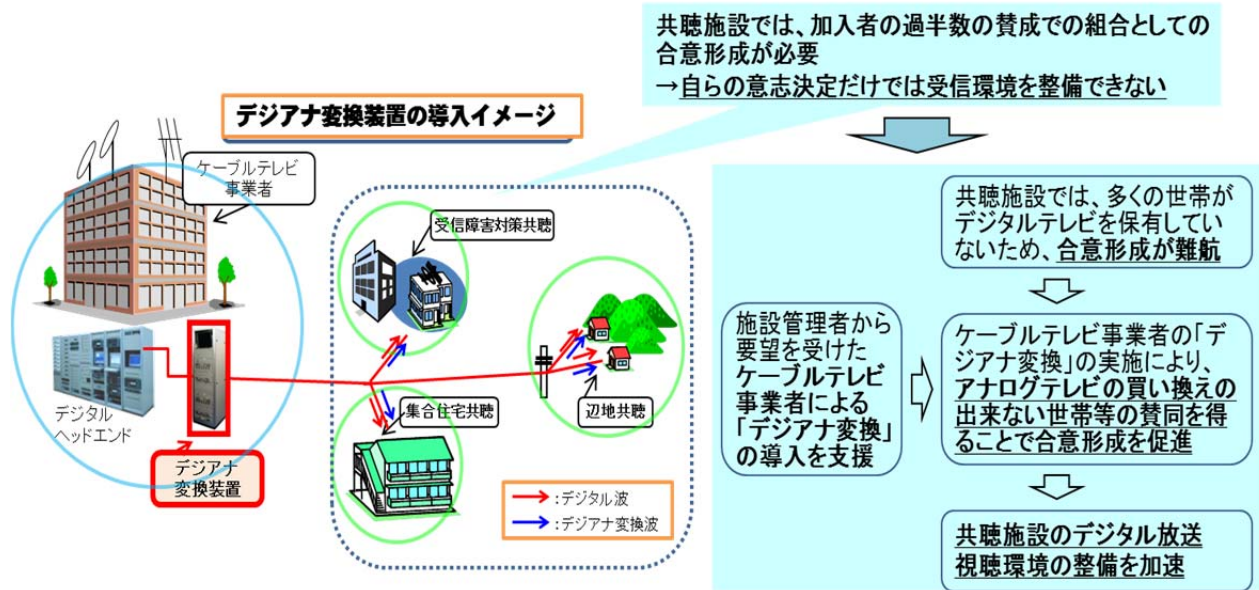
(注3)「導入なし」には、東北地域における大震災により被災し、開始時期が未定の2施設を含む。

オ デジアナ変換の導入支援制度（既に申請受付は終了しています）

共聴施設の巻き取りに際してデジアナ変換の導入が必要なケーブルテレビ事業者について、ヘッドエンド施設に対するデジアナ変換の導入に要する費用の一部について国が補助。

◆補助スキーム

- ①事業主体：デジアナ変換の導入を前提として巻き取りを行う有線テレビジョン放送事業者（営利法人、第三セクター、市町村、公益法人等）
- ②補助対象：デジアナ変換装置、中継線、光送受信機（設置・調整のための工事費を含む。）
- ③補助率：2/3



〔用語集〕

パススルー

：電波で受信したままの変調方式で伝送する方式。受信した放送信号をそのままの信号方式で、同じ周波数または周波数変換してCATVシステムに送出する方式。

トランスポートストリーム

：MPEG-2システム規格で規定されたトランスポートストリーム。TSパケットのみが連続するストリーム（TSパケット列）であって、かつPAT、PMTを必ず含む。複数のサービス（番組）をその中に多重して伝送できる。デジタル信号を様々な機器の間でやり取りする時の標準的な信号の形態。具体的には、IDをつけられた複数の映像、音声、データ信号がまとめられたもので、さらにある番組を取り出す時にはどのIDの信号を取り出せばよいかということ記述したテーブルも添付。

※これらの視聴のためには、テレビ受信機のチャンネルプリセットが必要な場合や、STB・周波数コンバータなどの機器が必要であるため、必ずしも全世界で現に受信しているとは限らない。

5 ケーブルテレビの経営状況 …平成22年度末…

(1) 経営状況調査対象事業者数の推移

自主放送を行う許可施設のケーブル事業者のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人を調査対象としている。平成22年度は、306社を対象としている。

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 対象事業者数 | 311 | 310 | 307 | 313 | 306 |

(2) 有線テレビジョン放送事業者の経営状況

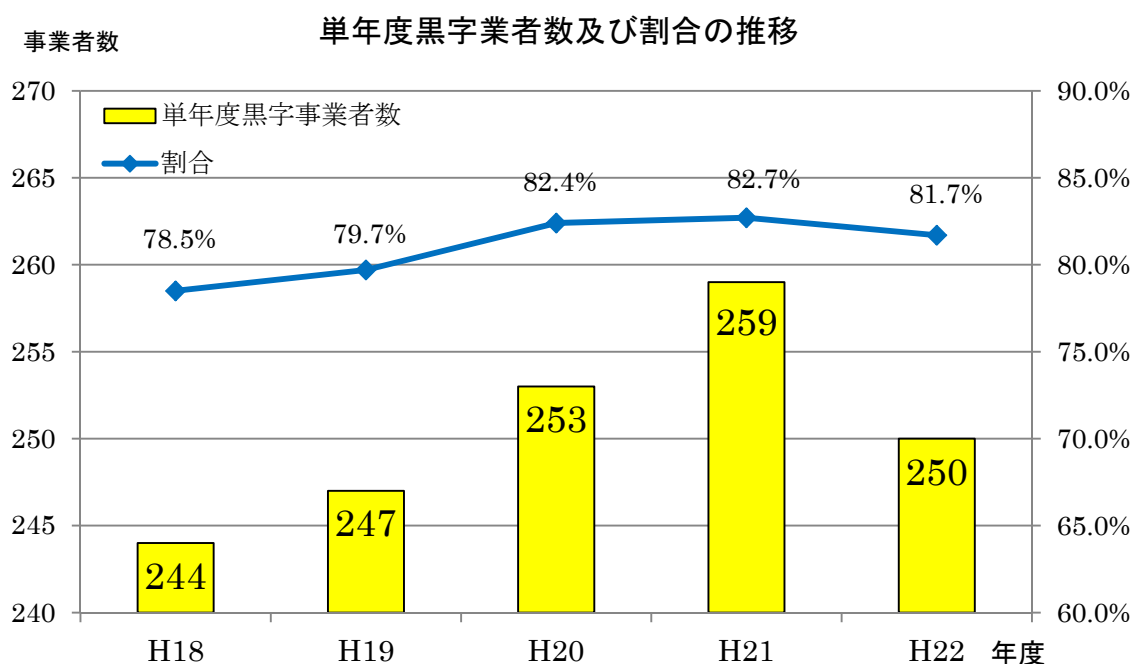
有線テレビジョン放送事業者の経営状況は、順調に推移してきており、昨年に引き続き黒字となった。単年度黒字の事業者は306社中250社(81.7%)がとなり、昨年度より減少した。

(金額単位 百万円 : 前年度比増減率 %)

| 区分 事業の別 | 事業 社数 | 営業収益 〔前年度比〕 | 営業費用 〔前年度比〕 | 営業利益 〔前年度比〕 | 経常利益 〔前年度比〕 | 当期利益 〔前年度比〕 |
|-------------|----------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| 全事業の総額 | 306 | 908,790 〔+9.2%〕 | 805,751 〔+9.3%〕 | 103,038 〔+8.4%〕 | 100,247 〔+13.7%〕 | 53,757 〔+15.6%〕 |
| うちケーブルテレビ事業 | 〔△7〕 | 543,737 〔+5.9%〕 | 488,271 〔+5.6%〕 | 55,466 〔+8.4%〕 | | |

注1 この資料は、平成22年度以前に開局した有線テレビジョン放送事業者の営業報告書等により、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの。

注2 「全事業の総額」とは、ケーブルテレビ以外の事業も含めた、企業全体の収支である。



(3) ケーブルテレビ事業の収支状況

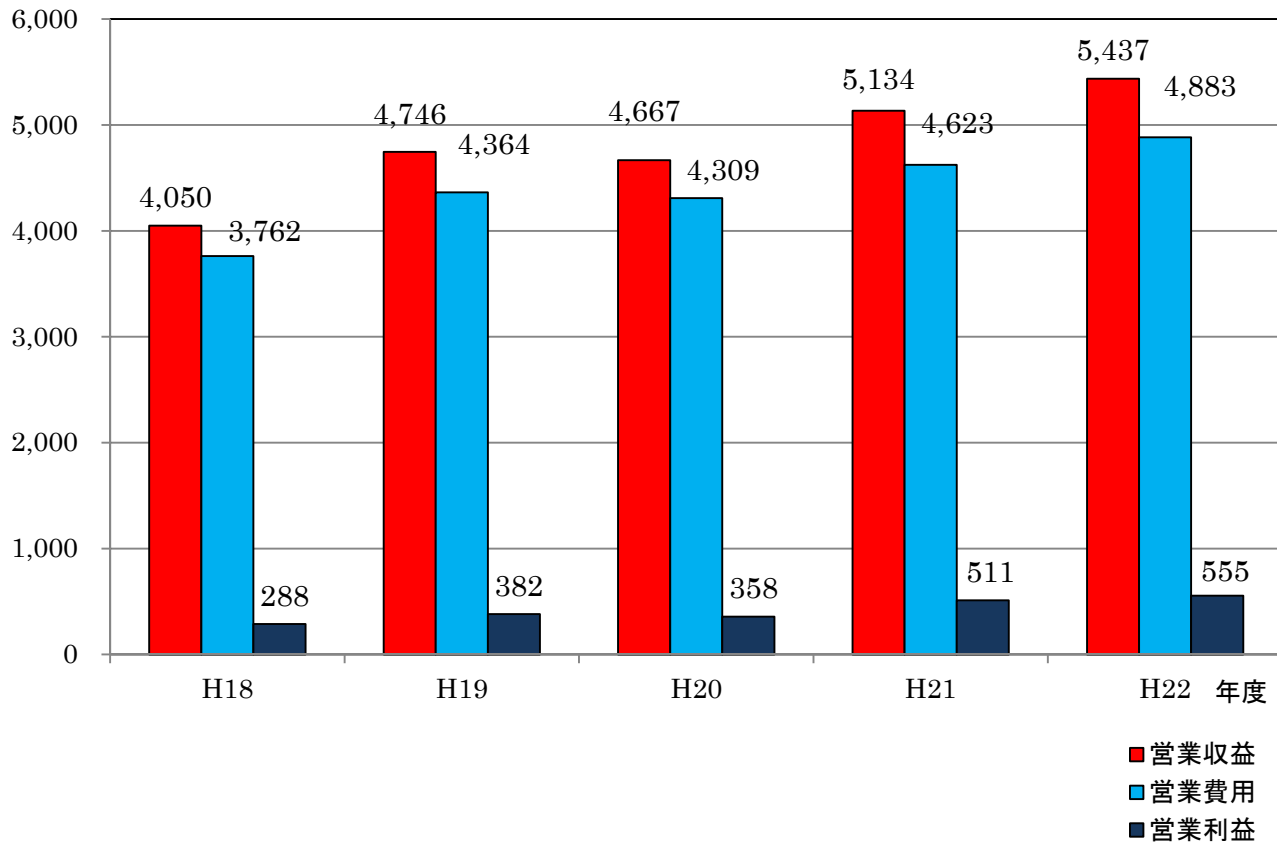
ケーブルテレビ事業の営業収益は、5,437億円となり、対前年度比105.9%となった。また、営業利益は、555億円で対前年度比108.4%となり、増加となった。

(金額単位 億円 : 前年比単位 %)

| 事業者数 | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | | 平成 22 年度 | |
|------|----------|--------|----------|--------|----------|-------|----------|--------|----------|--------|
| | 311 | | 310 | | 307 | | 313 | | 306 | |
| | 金額 | 前年比 | 金額 | 前年比 | 金額 | 前年比 | 金額 | 前年比 | 金額 | 前年比 |
| 営業収益 | 4,050 | 105.2% | 4,746 | 117.2% | 4,667 | 98.3% | 5,134 | 110.0% | 5,437 | 105.9% |
| 営業費用 | 3,762 | 108.5% | 4,364 | 116.0% | 4,309 | 98.7% | 4,623 | 107.3% | 4,883 | 105.6% |
| 営業利益 | 288 | 75.2% | 382 | 132.6% | 358 | 93.7% | 511 | 142.7% | 555 | 108.4% |

億円

ケーブルテレビ事業の収支状況の推移

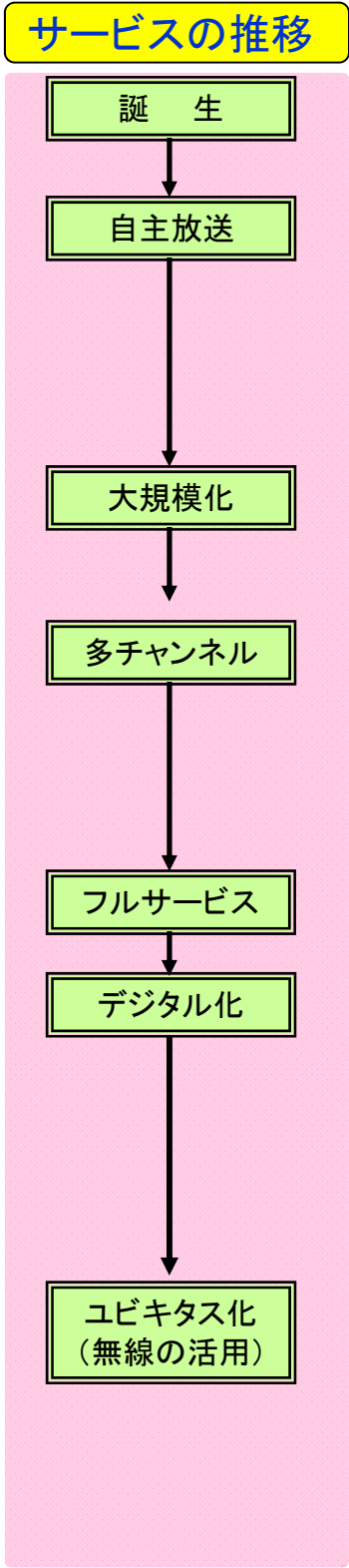


II 参 考 资 料

1 ケーブルテレビの変遷

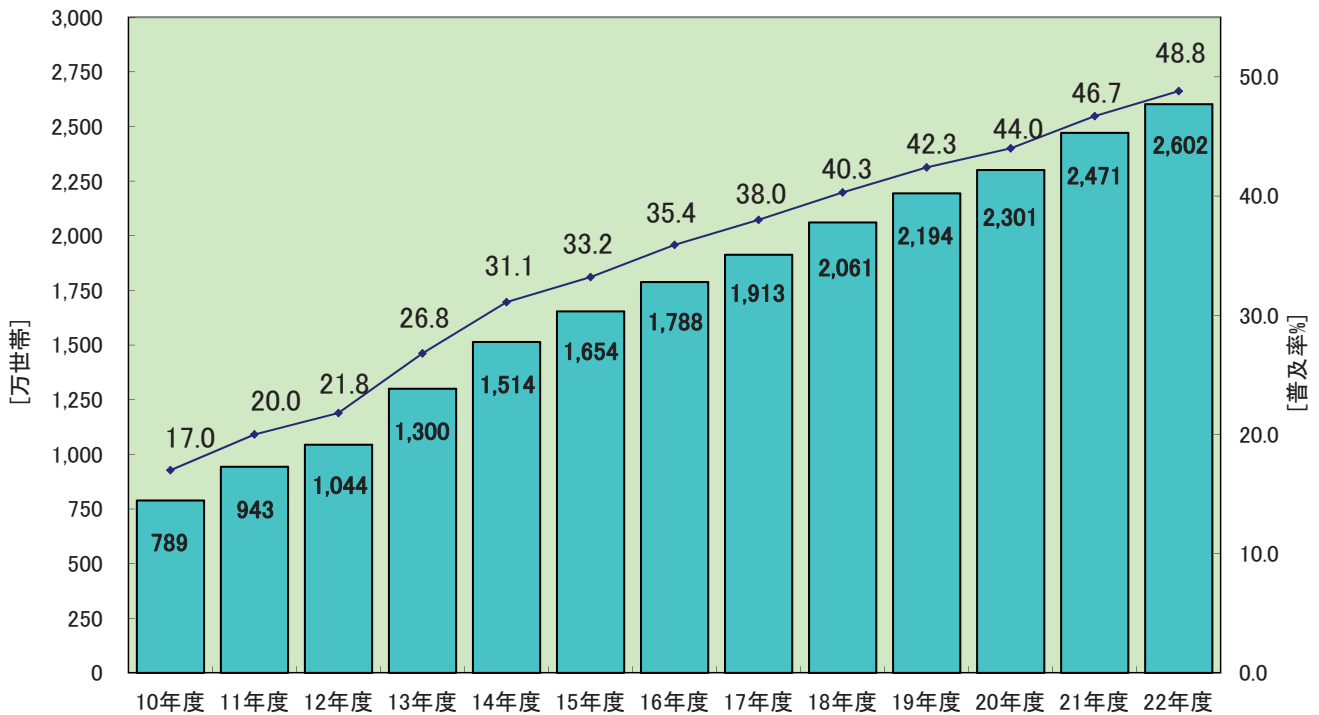
- ・ 我が国のケーブルテレビは、発足から60年余り。
- ・ 多チャンネル放送、地域の自主放送に加え、インターネットサービス、IP電話をはじめとした新しいサービスを提供する事業者も登場。

| | |
|-------------|--|
| 1953(昭和28年) | ◆テレビ放送開始 |
| 1955(昭和30年) | ◆群馬県伊香保で初のケーブルテレビ誕生 |
| 1963(昭和38年) | ◆岐阜県郡上八幡テレビ共同視聴施設でわが国初の自主放送開始 |
| 1972(昭和47年) | ◆有線テレビジョン放送法制定 |
| 1984(昭和59年) | ◆衛星放送(BS)開始 |
| 1986(昭和61年) | ◆初の電気通信事業との兼業(LCV株) |
| 1987(昭和62年) | ◆初の都市型ケーブルテレビ開局(多摩ケーブルネットワーク株) |
| 1989(平成元年) | ◆JC-SAT打ち上げ ◆スペース・ケーブルネット開始 |
| 1990(平成2年) | ◆民間衛星放送(JSB)開始 |
| 1992(平成4年) | ◆CS委託放送事業開始 |
| 1996(平成8年) | ◆CSデジタル放送開始 ◆初のケーブルインターネット開始(武蔵野三鷹ケーブルテレビ株) |
| 1997(平成9年) | ◆初のCATV電話開始(株)タイタス・コミュニケーションズ(柏市)、杉並ケーブルテレビ株) |
| 1998(平成10年) | ◆初のデジタルケーブルテレビ(鹿児島有線テレビジョン株) |
| 2000(平成12年) | ◆BSデジタル放送開始 |
| 2001(平成13年) | ◆電気通信役務利用放送法制定 |
| 2003(平成15年) | ◆初のIPマルチキャスト放送開始(BBケーブル株) ◆地上デジタル放送開始 |
| 2005(平成17年) | ◆ケーブルテレビ開始50周年 |
| 2006(平成18年) | ◆初のモバイルサービス開始(J:COMグループ) |
| 2008(平成20年) | ◆初の地上波放送のIP同時再送信開始(株)アイキャスト |
| 2011(平成23年) | ◆地上アナログ放送・BSアナログ放送終了(一部地域を除く。) |



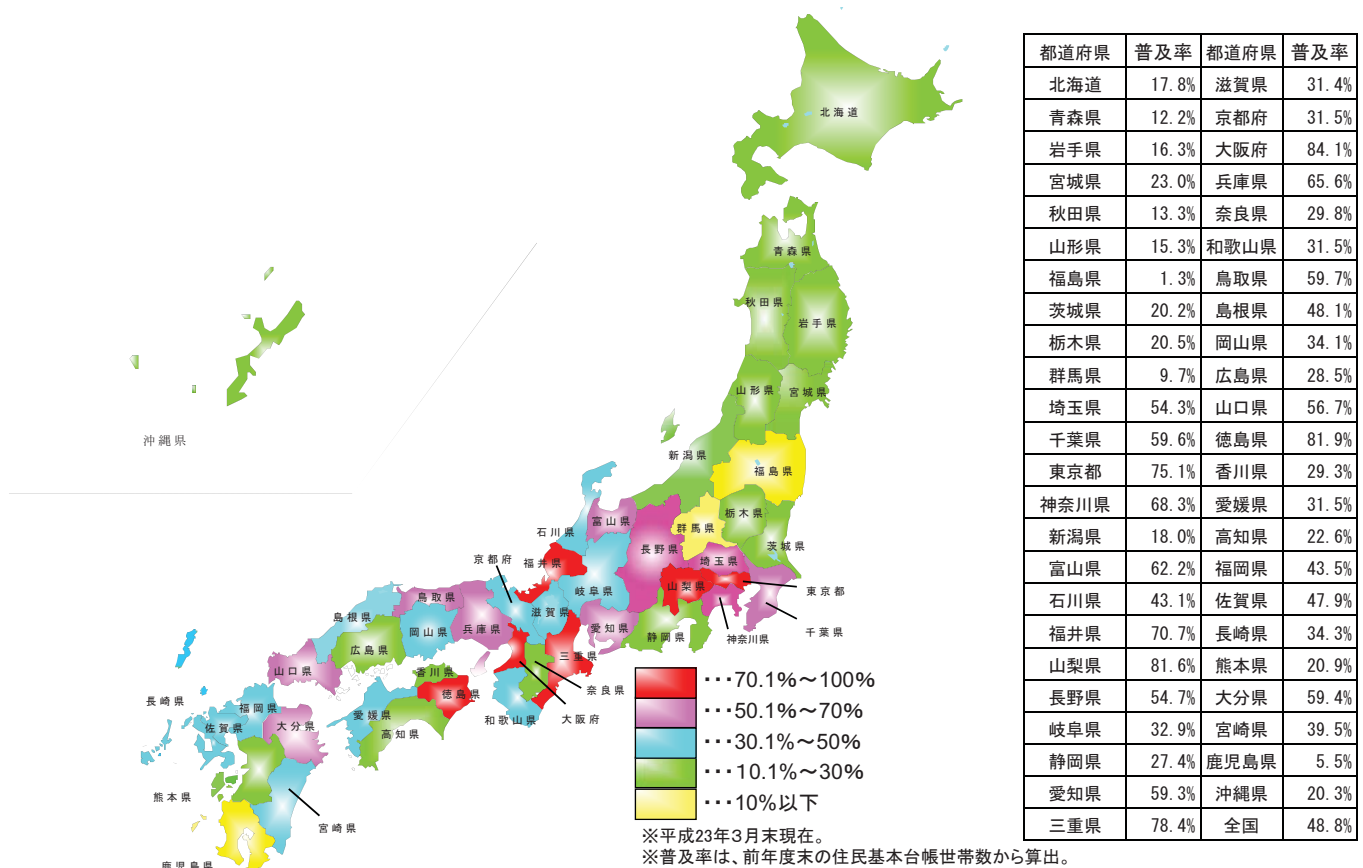
2 ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

- ・ ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加し、平成23(2011)年3月末には2,602万世帯。
- ・ 普及率は48.8%まで上昇。 ※ 自主放送を行う許可施設



※ 普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

3 各都道府県におけるケーブルテレビの普及率について



4 ケーブルテレビの普及状況(都道府県別)

(平成22年度末現在)

| | 許可施設 | | | | | | 届出施設 | | | | | | 小規模施設 | | | 計 | | |
|------|--------|------------|-------|--------|-----------|-------|--------|--------|------|--------|-----------|-------|--------|---------|------|--------|------------|--------|
| | 自主放送あり | | | 自主放送なし | | | 自主放送あり | | | 自主放送なし | | | 施設数 | 受信契約者数 | 普及率 | 施設数 | 受信契約者数 | 普及率 |
| | 施設数 | 受信契約者数 | 普及率 | 施設数 | 受信契約者数 | 普及率 | 施設数 | 受信契約者数 | 普及率 | 施設数 | 受信契約者数 | 普及率 | | | | | | |
| 北海道 | 11 | 471,267 | 17.8% | 20 | 45,836 | 1.7% | 3 | 316 | 0.0% | 1,205 | 139,430 | 5.3% | 3,930 | 68,781 | 2.6% | 5,169 | 725,630 | 27.3% |
| 青森県 | 4 | 69,416 | 12.2% | 10 | 9,898 | 1.7% | 1 | 129 | 0.0% | 229 | 27,351 | 4.8% | 252 | 5,246 | 0.9% | 496 | 112,040 | 19.6% |
| 岩手県 | 13 | 81,954 | 16.3% | 7 | 9,863 | 2.0% | | | 0.0% | 432 | 48,043 | 9.5% | 531 | 10,873 | 2.2% | 983 | 150,733 | 30.0% |
| 宮城県 | 6 | 208,688 | 23.0% | 22 | 22,913 | 2.5% | 1 | 1 | 0.0% | 633 | 91,436 | 10.1% | 727 | 14,799 | 1.6% | 1,389 | 337,837 | 37.3% |
| 秋田県 | 3 | 55,718 | 13.3% | | | 0.0% | | | 0.0% | 237 | 25,612 | 6.1% | 317 | 6,100 | 1.5% | 557 | 87,430 | 20.9% |
| 山形県 | 3 | 61,035 | 15.3% | 4 | 2,007 | 0.5% | | | 0.0% | 239 | 27,843 | 7.0% | 506 | 8,759 | 2.2% | 752 | 99,644 | 25.1% |
| 福島県 | 3 | 9,503 | 1.3% | 24 | 21,146 | 2.8% | 1 | 100 | 0.0% | 578 | 73,304 | 9.8% | 578 | 12,672 | 1.7% | 1,184 | 116,725 | 15.6% |
| 茨城県 | 9 | 226,195 | 20.2% | 19 | 28,259 | 2.5% | 2 | 132 | 0.0% | 435 | 53,643 | 4.8% | 391 | 7,315 | 0.7% | 856 | 315,544 | 28.1% |
| 栃木県 | 12 | 154,792 | 20.5% | 16 | 19,336 | 2.6% | 1 | 239 | 0.0% | 208 | 28,244 | 3.7% | 201 | 4,150 | 0.6% | 438 | 206,761 | 27.4% |
| 群馬県 | 10 | 74,216 | 9.7% | 10 | 14,475 | 1.9% | | | 0.0% | 388 | 43,322 | 5.6% | 596 | 10,905 | 1.4% | 1,004 | 142,918 | 18.6% |
| 埼玉県 | 31 | 1,581,383 | 54.3% | 125 | 310,458 | 10.7% | 5 | 1,385 | 0.0% | 1,988 | 302,087 | 10.4% | 1,239 | 25,163 | 0.9% | 3,388 | 2,220,476 | 76.3% |
| 千葉県 | 21 | 1,533,233 | 59.6% | 93 | 143,977 | 5.6% | 2 | 11 | 0.0% | 1,751 | 244,169 | 9.5% | 1,127 | 20,736 | 0.8% | 2,994 | 1,942,126 | 75.5% |
| 東京都 | 35 | 4,729,842 | 75.1% | 174 | 405,657 | 6.4% | 21 | 971 | 0.0% | 6,353 | 965,856 | 15.3% | 5,444 | 113,882 | 1.8% | 12,027 | 6,216,208 | 98.7% |
| 神奈川県 | 23 | 2,684,447 | 68.3% | 123 | 195,014 | 5.0% | 2 | 454 | 0.0% | 2,963 | 421,310 | 10.7% | 2,297 | 47,470 | 1.2% | 5,408 | 3,348,695 | 85.2% |
| 新潟県 | 12 | 152,963 | 18.0% | 7 | 5,212 | 0.6% | 2 | 192 | 0.0% | 522 | 63,160 | 7.4% | 674 | 11,219 | 1.3% | 1,217 | 232,746 | 27.4% |
| 富山県 | 14 | 241,541 | 62.2% | | | 0.0% | 3 | 450 | 0.1% | 62 | 7,366 | 1.9% | 116 | 2,149 | 0.6% | 195 | 251,506 | 64.8% |
| 石川県 | 15 | 191,612 | 43.1% | 1 | 669 | 0.2% | 2 | 20 | 0.0% | 248 | 32,854 | 7.4% | 287 | 6,272 | 1.4% | 553 | 231,427 | 52.1% |
| 福井県 | 12 | 192,576 | 70.7% | | | 0.0% | 1 | 258 | 0.1% | 82 | 7,095 | 2.6% | 195 | 3,732 | 1.4% | 290 | 203,661 | 74.8% |
| 山梨県 | 25 | 273,851 | 81.6% | 5 | 6,017 | 1.8% | 2 | 623 | 0.2% | 120 | 13,359 | 4.0% | 152 | 3,422 | 1.0% | 304 | 297,272 | 88.6% |
| 長野県 | 52 | 445,258 | 54.7% | 5 | 3,949 | 0.5% | 3 | 1,059 | 0.1% | 156 | 17,716 | 2.2% | 254 | 4,558 | 0.6% | 470 | 472,540 | 58.0% |
| 岐阜県 | 16 | 245,512 | 32.9% | 45 | 75,820 | 10.2% | 6 | 1,447 | 0.2% | 458 | 62,855 | 8.4% | 364 | 8,640 | 1.2% | 889 | 394,274 | 52.9% |
| 静岡県 | 19 | 394,955 | 27.4% | 32 | 42,447 | 2.9% | 2 | 860 | 0.1% | 564 | 71,945 | 5.0% | 755 | 15,103 | 1.0% | 1,372 | 525,310 | 36.5% |
| 愛知県 | 15 | 1,715,317 | 59.3% | 74 | 256,283 | 8.9% | | | 0.0% | 1,402 | 190,922 | 6.6% | 1,441 | 28,240 | 1.0% | 2,932 | 2,190,762 | 75.8% |
| 三重県 | 12 | 568,057 | 78.4% | 14 | 74,010 | 10.2% | 1 | 238 | 0.0% | 130 | 16,916 | 2.3% | 103 | 2,608 | 0.4% | 260 | 661,829 | 91.3% |
| 滋賀県 | 7 | 160,304 | 31.4% | | | 0.0% | | | 0.0% | 460 | 60,855 | 11.9% | 629 | 12,728 | 2.5% | 1,096 | 233,887 | 45.9% |
| 京都府 | 10 | 351,370 | 31.5% | 26 | 63,341 | 5.7% | 1 | 14 | 0.0% | 1,357 | 184,513 | 16.5% | 1,768 | 37,376 | 3.3% | 3,162 | 636,614 | 57.0% |
| 大阪府 | 32 | 3,279,377 | 84.1% | 92 | 139,730 | 3.6% | 18 | 625 | 0.0% | 5,661 | 900,654 | 23.1% | 3,508 | 79,302 | 2.0% | 9,311 | 4,399,688 | 112.8% |
| 兵庫県 | 18 | 1,539,018 | 65.6% | 51 | 64,817 | 2.8% | 11 | 1,168 | 0.0% | 2,114 | 314,105 | 13.4% | 2,097 | 47,901 | 2.0% | 4,291 | 1,967,009 | 83.9% |
| 奈良県 | 4 | 165,809 | 29.8% | 3 | 2,984 | 0.5% | 1 | 98 | 0.0% | 419 | 51,416 | 9.2% | 508 | 10,396 | 1.9% | 935 | 230,703 | 41.5% |
| 和歌山県 | 5 | 135,139 | 31.5% | 4 | 4,374 | 1.0% | 1 | 39 | 0.0% | 267 | 35,998 | 8.4% | 414 | 9,504 | 2.2% | 691 | 185,054 | 43.2% |
| 鳥取県 | 7 | 135,136 | 59.7% | | | 0.0% | | | 0.0% | 118 | 10,372 | 4.6% | 102 | 2,156 | 1.0% | 227 | 147,664 | 65.2% |
| 島根県 | 11 | 132,824 | 48.1% | 1 | 617 | 0.2% | 4 | 394 | 0.1% | 198 | 18,056 | 6.5% | 214 | 3,730 | 1.3% | 428 | 155,621 | 56.3% |
| 岡山県 | 16 | 265,964 | 34.1% | 6 | 7,620 | 1.0% | 4 | 350 | 0.0% | 464 | 52,673 | 6.7% | 583 | 11,522 | 1.5% | 1,073 | 338,129 | 43.3% |
| 広島県 | 16 | 349,870 | 28.5% | 8 | 5,184 | 0.4% | 3 | 446 | 0.0% | 722 | 81,972 | 6.7% | 1,123 | 18,824 | 1.5% | 1,872 | 456,296 | 37.2% |
| 山口県 | 17 | 364,473 | 56.7% | 8 | 6,069 | 0.9% | 6 | 624 | 0.1% | 231 | 28,487 | 4.4% | 288 | 4,942 | 0.8% | 550 | 404,595 | 62.9% |
| 徳島県 | 20 | 262,318 | 81.9% | 11 | 13,019 | 4.1% | 3 | 262 | 0.1% | 166 | 19,892 | 6.2% | 169 | 4,126 | 1.3% | 369 | 299,617 | 93.5% |
| 香川県 | 8 | 120,292 | 29.3% | 3 | 2,177 | 0.5% | 5 | 627 | 0.2% | 132 | 15,798 | 3.8% | 112 | 2,461 | 0.6% | 260 | 141,355 | 34.4% |
| 愛媛県 | 12 | 198,775 | 31.5% | 2 | 1,209 | 0.2% | 12 | 516 | 0.1% | 411 | 44,601 | 7.1% | 636 | 12,587 | 2.0% | 1,073 | 257,688 | 40.9% |
| 高知県 | 6 | 78,868 | 22.6% | 2 | 2,377 | 0.7% | 5 | 467 | 0.1% | 258 | 22,430 | 6.4% | 503 | 10,744 | 3.1% | 774 | 114,886 | 32.9% |
| 福岡県 | 9 | 945,474 | 43.5% | 17 | 30,920 | 1.4% | 3 | 310 | 0.0% | 928 | 113,861 | 5.2% | 1,419 | 27,244 | 1.3% | 2,376 | 1,117,809 | 51.4% |
| 佐賀県 | 20 | 148,467 | 47.9% | 2 | 2,066 | 0.7% | 2 | 41 | 0.0% | 75 | 8,378 | 2.7% | 177 | 3,709 | 1.2% | 276 | 162,661 | 52.5% |
| 長崎県 | 14 | 209,926 | 34.3% | 1 | 570 | 0.1% | 4 | 553 | 0.1% | 218 | 24,379 | 4.0% | 179 | 4,437 | 0.7% | 416 | 239,865 | 39.2% |
| 熊本県 | 9 | 152,651 | 20.9% | | | 0.0% | 1 | 2 | 0.0% | 304 | 31,463 | 4.3% | 758 | 14,531 | 2.0% | 1,072 | 198,647 | 27.2% |
| 大分県 | 27 | 301,750 | 59.4% | 3 | 2,881 | 0.6% | 6 | 1,294 | 0.3% | 147 | 17,727 | 3.5% | 427 | 8,294 | 1.6% | 610 | 331,946 | 65.3% |
| 宮崎県 | 5 | 197,715 | 39.5% | | | 0.0% | | | 0.0% | 144 | 14,160 | 2.8% | 205 | 3,932 | 0.8% | 354 | 215,807 | 43.1% |
| 鹿児島県 | 12 | 43,335 | 5.5% | 3 | 5,954 | 0.8% | 4 | 206 | 0.0% | 527 | 60,284 | 7.7% | 491 | 11,422 | 1.5% | 1,037 | 121,201 | 15.4% |
| 沖縄県 | 4 | 113,869 | 20.3% | | | 0.0% | 3 | 126 | 0.0% | 83 | 7,176 | 1.3% | 169 | 2,967 | 0.5% | 259 | 124,138 | 22.2% |
| 合計 | 665 | 26,016,055 | 48.8% | 1,073 | 2,049,155 | 3.8% | 158 | 17,047 | 0.0% | 36,787 | 5,095,088 | 9.5% | 38,956 | 787,629 | 1.5% | 77,639 | 33,964,974 | 63.6% |

※普及率は、平成21年度末の住民基本台帳に基づく世帯数から算出したもの

5 ケーブルテレビの運用主体別事業者数等 (自主放送を行う許可施設)

(平成22年度末)

| 運営主体 | | 事業者数 | | 施設数 | | 加入世帯数 | |
|--------|--------|------|---------------|-----|---------------|------------|----------------------|
| 株式会社等 | 営利法人 | 321 | 92 17.7% | 414 | 136 20.5% | 24,703,632 | 6,860,893 26.4% |
| | 第3セクター | | 229 44.0% | | 278 41.8% | | 17,842,739 68.6% |
| 地方公共団体 | | | 161 30.9% | | 200 30.1% | | 743,320 2.9% |
| 公益法人 | | | 7 1.3% | | 19 2.9% | | 462,241 1.8% |
| その他 | | | 32 6.1% | | 32 4.8% | | 106,862 0.4% |
| 合計 | | | 521 100.0% | | 665 100.0% | | 26,016,055 100.0% |

注 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。

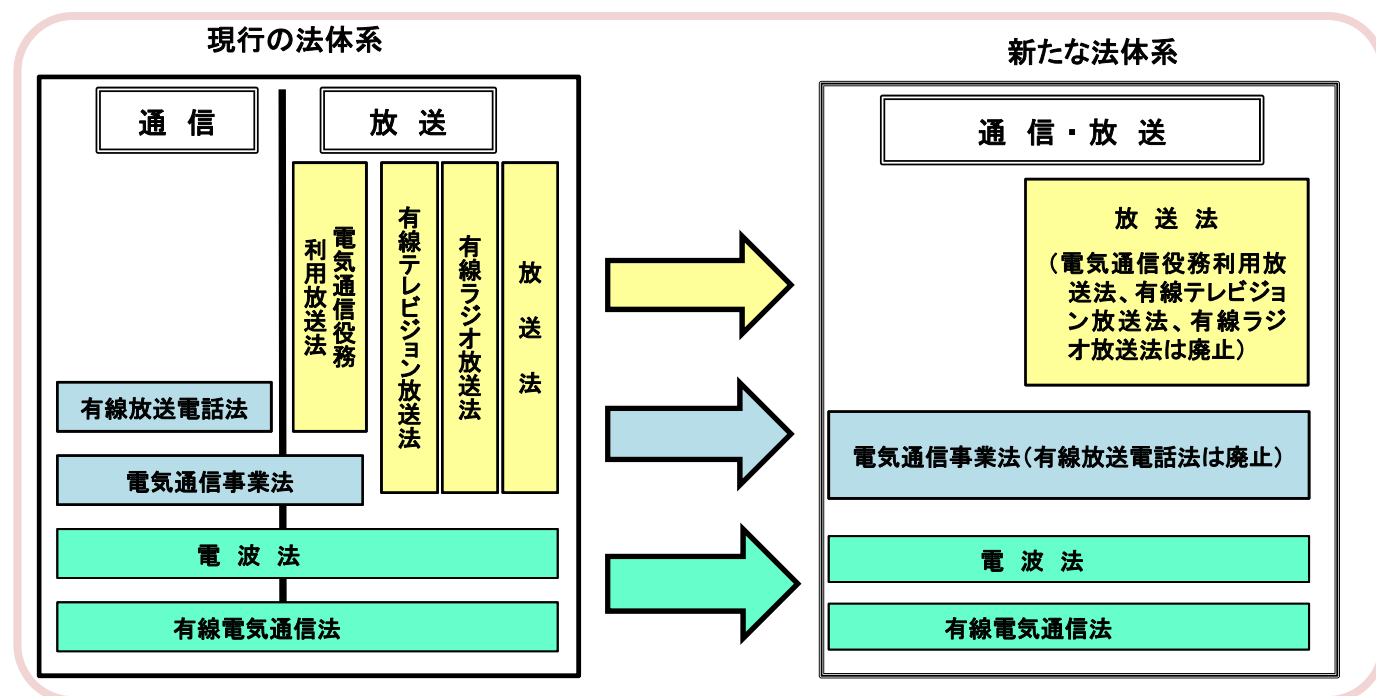
6 放送法等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度改正を行った。(平成22年12月3日公布)

改正内容

1. 通信・放送法体系の見直し: 放送関連4法の統合等、法体系の見直しを60年振りに行った。



2. 主な改正事項

(1) 放送法改正関係

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表(※2)
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再放送同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

(2) 電波法改正関係

- ① 通信・放送両用無線局の制度の整備
- ② 免許不要局の拡大(※1)
- ③ 携帯電話基地局の免許の包括化(※1)

(3) 電気通信事業法改正関係

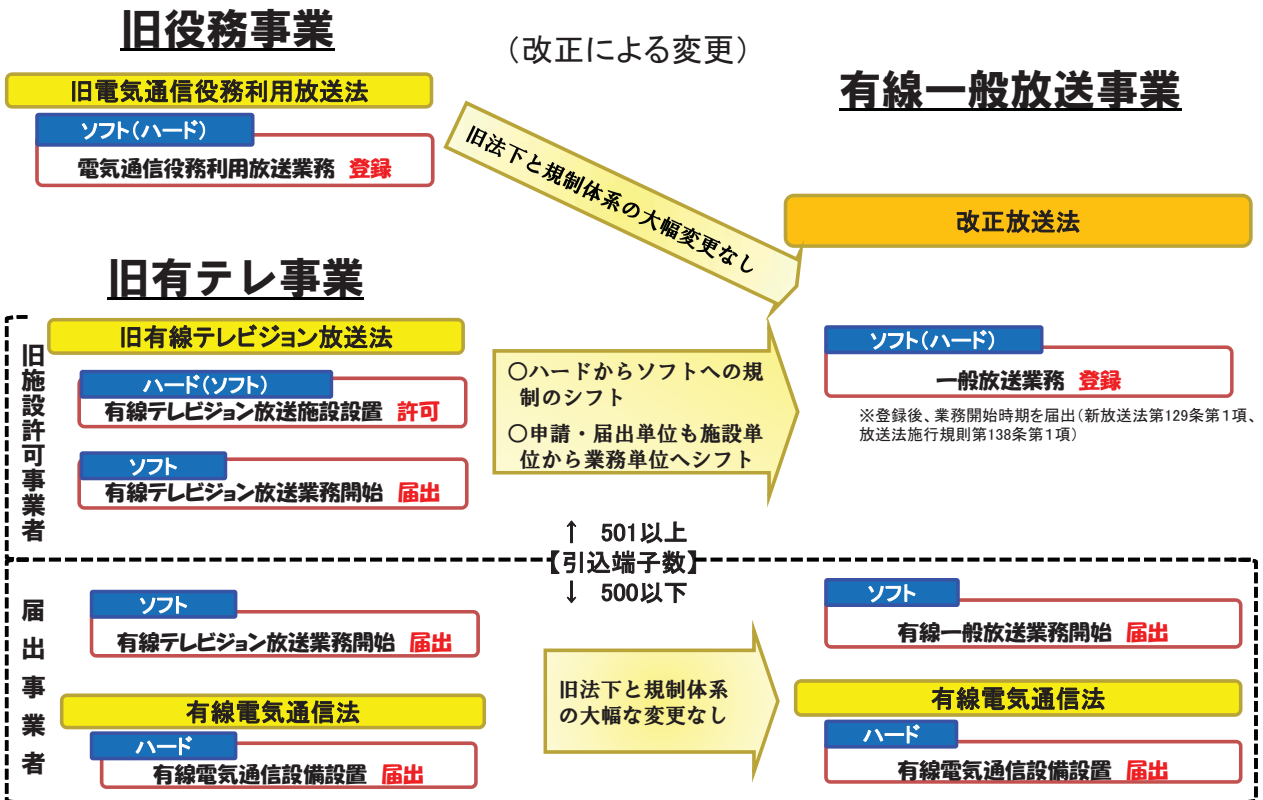
- ① 紛争処理機能の拡充
- ② 二種指定事業者に係る接続会計制度の創設(※2)

施行期日

平成23年6月30日

ただし(※1)は平成23年3月1日、(※2)は平成23年3月31日に施行

7 有線一般放送の規制体系の比較



※ 旧有ラ事業については、旧有テレ事業の引込端子数500以下の場合と改正前・改正後とも同様。

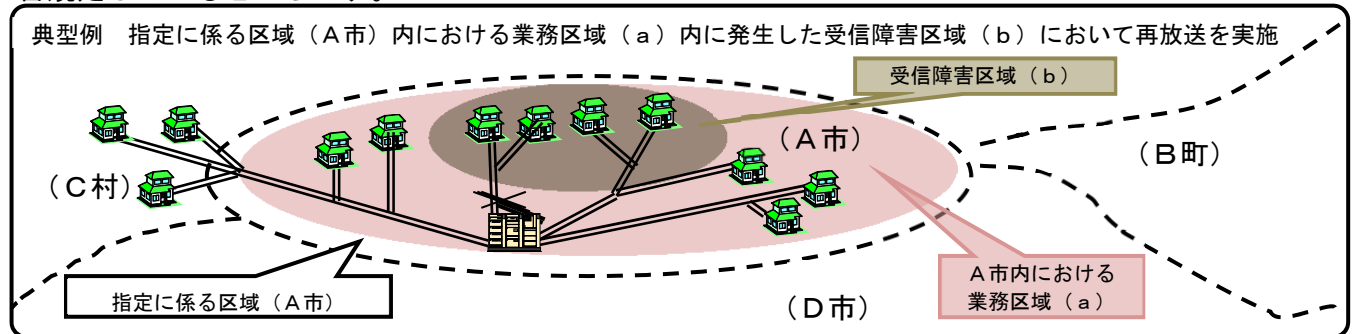
8 登録一般放送と旧有テレ法・旧役務法における主な参入規律の比較

| 主な審査項目 | | 旧有線テレビジョン放送法施設設置許可基準 | 旧電気通信役務利用放送法登録拒否事由 | 新放送法 一般放送登録拒否事由 |
|-------------------|--------|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 欠格事由 | | ○ | ○ | ○ |
| 経理的基礎 | | ○ | ○ | × |
| マスメディア集中排除原則 | | × | ○ | × |
| 技術的能力 | | ○ | ○ | ○ |
| 設備の 技術基準 | 品質基準 | ○ | ○ | ○ |
| | 安全・信頼性 | × | × | ○ |
| 設備設置・利用の確実性 | | ○ 施設計画が合理的かつ確実 | ○ 電気通信設備を権原に基づいて利用不可 | ○ 電気通信設備を権原に基づいて利用不可 |
| 地域における 必要性・適切性 | | ○ これに基づく審査基準で 原則市区町村の全域の施設設置義務 | × | × |
| | | | 業務区域の設定に 制約なし | 業務区域の設定に制約なし (△別途市区町村単位の指定制度有) |

9 義務再放送制度の概要

(1) 制度の趣旨

放送法第140条第1項は、同法第126条第1項の規定に基づく登録一般放送事業者であって、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者が、当該登録に係る業務区域内に地上基幹放送(テレビジョン放送)の受信の障害が発生している区域(受信障害区域)において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送(以下「義務再放送」という。)を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならない旨規定しているところです。

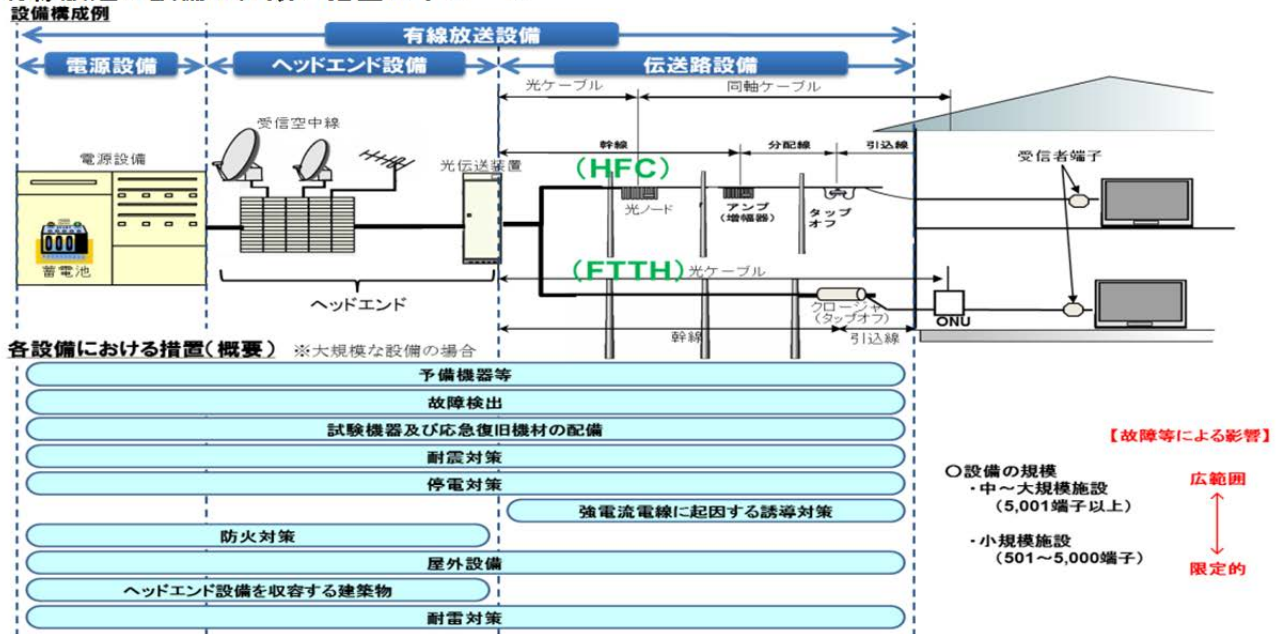


(2) 指定再放送事業者に係る規定

- 義務再放送は、「地上波再放送のみサービス」として提供する努力義務。
- 義務再放送に係る契約約款は届出制。
- 再放送同意に係る紛争の多様化・複雑化に対応するため、従来の裁定に加え、あっせん・仲裁の制度を整備し、指定再放送事業者であれば、利用可能とした。

10 安全・信頼性基準及び重大事故報告等の概要

(1) 有線放送の設備の分類と措置のイメージ



(2) 重大事故報告・事故の定期報告に係る省令整備の概要

- 重大事故の報告： 放送法第137条に基づき、以下のとおり重大事故を報告(報告対象・方法は放送法施行規則において規定)。
 【報告対象】 放送停止を受けた利用者数3万以上、かつ、放送停止時間2時間以上
 【報告方法】 <速報> 発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項を適切な方法にて報告
 <詳報> 30日以内に正式な報告書様式を提出
- 事故の定期報告： 設備状況に係る報告徴収規定(法第139条)に基づき、事故をとりまとめて年1回定期報告(放送法施行規則)

11 ケーブルテレビの制度に関する改正状況

ケーブルテレビが地域における中核的情報通信基盤としての発展を可能とするための様々な制度改正等を実施。

(平成5年12月以降分を掲載)

- ①有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和
 - ・地元事業者要件（地元活動の基盤を有すること）の廃止により、事業者が広域的に事業展開を行うことを全面的に可能とするよう措置。（平成5年12月）
 - ・審査基準の改正により、市町村の一部区域のみを施設区域とすることが認められる場合を明確化。（平成21年12月）
- ②外資規制等の緩和・撤廃
 - ・外資規制について5分の1未満から、3分の1未満に緩和。（平成5年12月）
 - ・外国人役員について、代表権を有せず、かつ、3分の1未満は可。（平成9年1月）
 - ・第一種電気通信事業を兼営するケーブルテレビの外資規制を撤廃。（平成10年2月）
 - ・すべてのケーブルテレビの外資規制及び外国人役員規制を撤廃。（平成11年6月）
- ③有線テレビジョン放送施設の設置許可等の申請書等の簡素化等
 - ・設置許可等に係る手続きの簡素化（平成5年12月、平成6年12月、平成10年4月）
 - ・審査基準の明確化、標準処理期間の設定等（平成6年10月）
 - ・標準処理期間の短縮等（平成15年1月）
- ④複数事業計画者間における一本化調整指導の廃止（平成6年9月）
 - ・競争により事業化が進んでいない地域の事業化の推進。
- ⑤ヘッドエンドの共用化（平成9年12月）
 - ・デジタル化を促進する観点から、複数事業者間のヘッドエンドの共有を可能とした。
- ⑥電気通信事業者が提供する電気通信設備等の電気通信役務の利用
 - ・公正有効競争の確保を前提として、ケーブルテレビ事業者による電気通信事業者の加入者系光ファイバ網（FTTH）の利用を認めることとした。（平成10年6月）
- ⑦ケーブルテレビ補完型無線システムの実用化（平成10年9月）
 - ・ケーブル敷設が事実上不可能な場合に、ケーブルテレビ局がネットワーク構築の補完的な手段として、基地局から各加入者までの伝送に無線システムを利用することを可能とした。
- ⑧合併・分割等の場合の手続の簡素化（平成11年6月、平成13年4月）
 - ・地位の承継規定を整備し、事業者に合併・分割等があった場合の手続を簡素化した。
- ⑨電気通信役務利用放送法の施行（平成14年1月）
- ⑩ケーブルテレビネットワークの高度化に対応するため技術基準等を改正
 - ・FTTHを用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備（平成17年12月）
 - ・BS-I F等パススルー伝送、その他新たな伝送方式等を用いた有線テレビジョン放送施設に関する規定を整備（平成19年10月）
- ⑪有線役務利用放送に関し有料放送管理業務に係る規律の導入（平成20年4月）
- ⑫放送法等の一部を改正する法律の施行（平成23年6月）
 - ・放送分野における制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態（有線テレビジョン放送・電気通信役務利用放送等）に対する制度を統合した。

12 地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

＜平成16年諮問第8号 第7次中間答申＞（抄）

＜ケーブルテレビ関係＞

（平成22年7月5日 情報通信審議会）

第1章 送信 地上デジタル放送推進の現状

2. 送信側の現状

デジタル放送の受信方法としては、電波を直接受信する方法とケーブルテレビ等の有線¹⁰を経由して受信する方法の2つに大別できる。

（2）ケーブルテレビ等

ケーブルテレビの加入世帯は、約2,470万世帯（本年3月）であり、全世帯（約5,000万世帯）の半分弱となっている。したがって、デジアナ変換や地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入は地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであり、地上デジタル放送への完全移行にとって、ケーブルテレビの果たす役割は大きい。

①デジタル化の状況

ケーブルテレビのデジタル化については、本年3月末で、ケーブルテレビ施設682施設のうち、599施設において、ヘッドエンド設備のデジタル化が完了している。世帯数で見ると、ケーブルテレビによる視聴者のうち、約97.4%の世帯で地上デジタル放送が視聴可能となっている。

②デジアナ変換の導入

ケーブルテレビのデジアナ変換については、本年2月、総務省から自主放送を行うケーブルテレビ事業者に対し、平成27年3月末までの暫定的措置として導入を要請したところである。本年4月末時点で、221事業者において導入計画を有していることから、今後、当該事業者の加入世帯約1800万世帯に対し、デジアナ変換サービスが提供されることとなる見込みである。

③地上デジタル放送のみの再送信サービス

ケーブルテレビの「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の導入については、本年3月、総務省から各ケーブルテレビ事業者等に2度目の要請をしたところであり、本年3月末時点では、535事業者のうち316事業者（59.1%）が導入している。

④IP再送信

電気通信役務利用放送事業者による地上デジタル放送のIP同時再送信については、平成

¹⁰ IP再送信を含む。

20年5月から東京都において開始されており、本年5月末現在、17都道府県¹⁴において提供されている。

第4章 あらゆる手法による周知徹底

2. 提言

(5) ケーブルテレビ事業者

ケーブルテレビ事業者については、加入者あて送付物（サービス案内・請求書等）への「地上デジタル放送に関するお知らせ」の同封やコミュニティ・チャンネル等により、加入者への適切な周知に取り組むべきである。デジアナ変換や地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入するケーブルテレビ事業者は、そのサービス内容や提供条件を確実に周知すべきである。

第6章 対応が遅れている共聴施設への対策

2. 提言

アナログ放送終了までに、受信障害対策共聴及び集合住宅共聴施設の対応が完了するよう、次の対策を講じるべきである。

また、その他の施策についても、進捗状況に応じ、弾力的かつ速やかに措置する体制を整える必要がある。

⑥ ケーブルテレビ等による地上デジタル放送のみの再送信サービスの促進

受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設のデジタル化対応を大幅に促進するために、これらの施設を対象エリアに含む全てのケーブルテレビ事業者において、地上デジタル放送のみの再送信サービスについて、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討し、導入することが望ましい。また、ブロードバンドによる地上デジタル放送のみの再送信サービスの普及促進を図ることも必要である。

第8章 その他の課題

(3) IP再送信

IP再送信の現状については、第1章で記述したとおりである。IP再送信を実施している電気通信役務利用放送事業者は、IP再送信の実施に関するロードマップを本年中に公開するべきである。

¹⁴ 北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

13 地デジ最終年総合対策（抄）

<ケーブルテレビ関係>

（平成 22 年 7 月 23 日 総務省）

3. 遅れている課題への対応

最終確認活動に先立ち、取組が遅れている課題について、年内の徹底した取組を実施する。

（１）受信障害対策共聴施設（ビル陰難視）のデジタル化対応の加速

ビル陰になる側の住民の皆様へのアプローチを強化し、これまでの施設所有者等の原因者側へのアプローチと合わせ対応を加速する。具体的には、「ビル陰・地デジ協議虎の巻（仮称）」を作成して協議を促進するとともに、受信障害解消エリアでの個別受信移行やケーブルテレビ等への移行の円滑化を促進する。

（２）新たな難視対策等の加速

新たな難視の対策計画策定のための地元対応や、辺地共聴施設のデジタル化対応等を一層加速する。そのため、ケーブルテレビの幹線整備や暫定的な難視聴対策の手法の追加（ケーブル加入対策）等の国の支援を拡充するとともに、関連の地方財政措置を拡充する。

4. あらゆる主体と連携した取組

最終年の取組に当たっては、NHK、民放、デジサポに加え、ケーブルテレビ事業者、地方公共団体、他省庁、その他あらゆる主体と連携した取組を行う。

（１）ケーブルテレビ加入者の円滑なデジタル化対応

ケーブルテレビ等の特徴を活かしたサービスが利用しやすく提供されることにより、全世帯の半数近くを占めるケーブルテレビ等の加入世帯が円滑にデジタル対応いただけるようにする。

① デジアナ変換サービス

暫定的なデジアナ変換サービスについては、混信障害の発生が見込まれる等特段の事情がない限り、来年 3 月末までのできるだけ早い時期にサービスを開始するよう、自主放送を行うケーブルテレビ事業者等に対して働きかける。

また、加入者が、デジアナ変換サービスについて誤った認識を持つことのないよう、その内容や暫定的措置であること等について、周知を徹底するよう働きかける。

② 地デジのみの再送信サービス

ケーブルテレビやブロードバンドによる地上デジタル放送のみの再送信サービスの早期導入と、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討するよう、引き続きケーブルテレビ事業者等に対して働きかける。

平成 22 年度内に特に重点的に取り組むべき具体的施策

(1) 受信障害対策共聴施設（ビル陰難視）のデジタル化対応の加速

②ケーブルテレビ等への移行の円滑化

受信障害対策共聴施設を含むエリアを中心に、ケーブルテレビ事業者やブロードバンド事業者が提供する地上デジタル放送のみの再送信サービスによる地上デジタル放送視聴の促進を図る。また、ケーブルテレビ移行への助成金について、改修等と同額を上限にして助成対象の拡大を図る。

⑤受信障害対策共聴施設の廃止に伴う施設撤去の徹底

受信障害の解消やケーブルテレビへの移行に伴い、多数の施設撤去が発生すると見込まれるため、廃止後の施設撤去を徹底するよう関係者に対する働きかけを強化する。

(2) 新たな難視対策等の加速

①ケーブルテレビの幹線整備の支援

新たな難視地区におけるケーブルテレビ等移行対策事業の補完として、ケーブルテレビの基盤が整備されていない地域において、ケーブルテレビ事業者等がサービスの提供基盤を整備するための幹線を延長する場合、国がその整備費用の一部を補助する。

④暫定的な難視聴対策の手法の追加（ケーブル加入対策）

衛星による暫定的な難視聴対策の補完として、衛星による対策が困難な場合等において、中継局による対策が予定されている地域に限り、ケーブルテレビ加入による暫定的な対策を追加する（中継局対策完了まで視聴者負担なし）。

14 完全デジタル化最終行動計画（抄）

～平成23年7月24日、アナログ放送終了へ～

＜ケーブルテレビ関係＞

（平成23年1月24日 地上デジタル推進全国会議）

基本的な考え方

- 地上放送をはじめとするテレビ放送の完全デジタル化（平成23年7月24日のアナログ放送終了）まで残り半年、ラストスパートの段階に突入した。
- 平成22年9月に実施された浸透度調査によれば、地上デジタルテレビ放送対策受信機器の世帯普及率は90%を超え、視聴可能世帯の割合も85%を超えた。また、受信機器の出荷台数も、同年末時点で1億円を超えた。
- 今後は、「地デジが視聴できない世帯」の状況を把握し、当該世帯を減らすための各種対策を講じていく。
- 具体的には、ビル陰や辺地等の共聴施設対策、低所得世帯への支援（非課税世帯向け支援を本日受付開始）、いわゆる「サイレント層」を含む高齢者等への支援、難視地区の解消、対応が遅れている地域への対策等を更に強化し、きめ細やかに取り組むこととする。
- 残り半年、全国各地域の関係者が一丸となって、本行動計画に掲げた取組を着実に進めることにより、国民に混乱を生じさせることなく、円滑に完全デジタル化を達成する。

完全デジタル化に向けた今後の取り組み（主体別）－③

| 主体 | 今後の取組 |
|---------------|--|
| 4. ケーブルテレビ事業者 | <ul style="list-style-type: none">・ 廉価な地デジのみ再送信サービスの提供・ デジアナ変換サービスの確実な実施と視聴者への適切な周知・説明・ デジタル未対応集合住宅等への働きかけ強化・ デジサポとの連携・協力（地デジサポーター活動（戸別訪問）、臨時相談コーナーに関する協力等） |

【発行】 平成24年3月発行

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 中央合同庁舎第二号館

電話番号

(本書の問い合わせに関する代表番号) **03-5253-5809**

ファックス番号 **03-5253-5811**

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>